

# 第5章 国際紛争及び投資紛争の国際法的解決方法

企業法学科 佐古田 彰

## 第1節 序

### 1. 本研究会法律部門の役割分担

本研究会の法律部門が対象とする法律問題は、大きく分けて、サハリン大陸棚における石油・天然ガスの開発に直接に関わる部分と、ロシア国内における日本企業の事業活動に関わる部分とがある。その両者とも国際法と国内法が関係してくるが、実際には石油・天然ガスの開発に直接に関わる部分は、小樽・北海道の企業が直接携わることはないことから主として国際法の観点から取り上げることとし、ロシア国内における日本企業の事業活動に関する部分は、国際法と国内法（ロシア法、国際取引法）の両方の観点から取り上げることとする。

その担当は、研究担当者の専門に応じて、国際法を佐古田が、国内法、特に国際取引法を桑原が担うこととする。

### 2. 本研究調査報告書国際法部門の意義

国際法は基本的に国家間関係を規律する法、言い換えれば国家間紛争を取り扱う法であって、より直裁的に言えば、ロシアあるいはその他の関係国との間で紛争が発生した場合に、日本政府が日本の国益を守るためにいかに効果的にこれらの法を用いるか、という観点から国際法を理解しなければならない。そのため、我々のような外交担当でない者にとっては、これら国際法を適切に活用させるよういかに政府を動かしていくかが、問題の焦点となる。したがって、この研究調査報告書は、我々の利益を確保するために政府が用いることのできる（政府に利用させることのできる）法的手段としてどのようなものがあるか、という観点から読んでもらいたい。言い換えるなら、政府・外務省が果たしてこれら有効な国際法上の手段を適切に用いているかどうか、厳しく監視するための材料としてこの報告書を用いることができる。更に、政府・外務省が適切な行動をとっていない場合、その不適切な行動を非難し国際法を適切に利用させるよう働きかけるための指針として位置づけることもできよう。私は、中央と地方、政府と国民の関係はそのような緊張状態の中で形作られるべきものと思う。

ただし、後に詳しく触れるように、国際法は、国家だけが利用できる法であるとは限らない。我々が間接にあるいは直接に利用可能な法規則も少なくない。特に国際経済関係に関してはその通りである。例えば、国家間で、相互に自国民が相手国で事業活動を行うことが

できるよう約束を取り交わし（条約の締結）、またその自国民の事業活動に対して相手国の国内法制を用いて一定の保護を与えるよう定められることがある（二国間通商条約など）。また、特に外国政府と民間企業との間の投資紛争に関しては、紛争のより公平な解決をめざして、国家間の条約に基づいて特別の国際仲裁裁判制度が設けられており（投資紛争解決国際センター：ICSID<sup>1</sup>）、これは相手国国内法制によらずに民間企業が政府を相手に直接に裁判を提起することができるという極めて画期的な投資紛争解決制度である。

このように、この研究調査報告書は、第一に政府・外務省の行動に対する評価基準として、第二に我々自身が直接・間接に利用しうる国際法制度の知識として、活用していただければ幸いである。

### 3. 本研究調査の対象と今後の計画

本研究会の扱う国際法問題は、上に記したように、大きく（1）大陸棚開発に関する国際法制度、（2）ロシア国内における日本企業の事業活動の法的保護（国際投資の法的保護）の2点に分けられるが、これに関連して、（3）大陸棚石油・天然ガスの運搬に関わる国際法的枠組み、具体的にはサハリンから日本国内にパイプラインを敷設して天然ガスを運搬する場合の国家間の枠組み（これは更に陸上パイプラインに関するものと海底パイプラインに関するものに分けられる）が挙げられ、またこういった二国間・関係国間での個別の枠組みとは別に、（4）1994年エネルギー憲章条約のような多数国間での法的枠組み（投資保護を含む）も、今後重要な意味を持つてくることになろう。この条約は、元々ロシア・東欧諸国の石油・石炭等のエネルギー資源を先進国企業が投資・開発しうるための国際法的枠組みを構築することを目的として作成された多数国間条約であり、50カ国に上る国・機関（日本・ロシアを含む）が交渉に参加している。更に（5）石油・天然ガスの開発・運搬に際しての事故による損害・環境汚染についても、特に北海道の近海で発生することから、我々にとって無視できない重要な問題である。

その他にも、国際法上の問題としては、例えば日ロ間での貿易に関する国際法制度（世界貿易機関（WTO、ただしロシアは未加盟）など）が挙げられよう。また、日ロ漁業問題、北方領土問題も、その解決如何では日ロ間関係に大きな影響を与えることから、全く無関係ということとはできない。更には、サハリン在留邦人・朝鮮人の問題、サハリン（樺太）をめぐる歴史的な領土関係も、国際法上の問題である。サハリンと北海道の間の大陸棚の境界画定もまだ行われておらず、もし宗谷海峡で何らかの鉱物資源が埋蔵されていることが発見されれば、大問題が発生することは想像に難くない。

このように、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発に関連する国際法上の問題は、直接・間接を含むと、際限なく拡大していく。これらはいずれもそれぞれの立場の者にとって重要な問題ではあるが、本研究会にとっては軽重がある。そこで、本研究会としては、上記

---

<sup>1</sup> 「イクシッド」と読む。

の(1)～(5)を主軸として漸次研究調査を行おうと考えている。もとよりこれは最終的な決定ではなく、研究調査の進行の度合いにより、また日ロ間の情勢の変化に合わせて、柔軟に対処していこうと思う。

#### 4. 今年度研究調査の対象

「3.」で本研究会が今後扱う国際法問題として(1)～(5)を紹介したが、これらに関する国際法規則は、いずれも実体規則と紛争解決方法の両方を含む。今年度調査は、まず紛争解決方法に関する国際法上の枠組みを取り上げ、各実体規則の個別具体的な内容は、次年度以降扱うこととする。

##### (1) 実体規則と紛争解決方法

一般に、法上の規則は、権利義務に関する部分と、紛争が発生した場合の手續に関する部分とに分けることができる。前者を実体法・実体規則といい、後者を手続法あるいは広く紛争解決方法ということがある。

本研究調査に即して説明すると、国際法上の規則は、日ロ間の国際法上の権利義務を規律する実体規則と、日ロ間で国際紛争が発生した場合の紛争解決方法とに分けられることになる。更に具体的にいうと、我が国企業がロシア国内で事業活動をするに当たり、日本がロシアに対して、その保護を法的に要求することができる権利(ロシアから見れば義務)が実体規則に関係する部分であり、保護が不十分であったりして日ロ間で紛争が発生した場合の、例えば国際裁判などの利用に関する国際法規則に関する部分が、紛争解決方法ということができる。

通常は、紛争解決方法の発達に応じて実体規則(権利義務関係)が設定されるため、これら実体規則と紛争解決方法を無関係に別々に理解することはできない。いくら実体規則を精緻かつ厳格に定めても、それを担保する紛争解決方法が未発達ではその実体規則は画餅でしかなく、逆にいくら紛争解決方法を充実させたところで、紛争解決の基準として適用されるべき実体規則が不十分では、その紛争解決方法は現実に機能しえない。このように両者は相互に密接な関係を有しているため、単純に両者を切り離して理解することは不可能である。

したがって、今年度報告書では、便宜上紛争解決方法を取り上げるが、最小限必要な範囲で実体規則についても簡単に取り上げることとする。その実体規則の詳細は次年度以降ということになる。

##### (2) 一般的紛争解決方法と分野別紛争解決方法

この紛争解決方法については、更に、どの国際法分野にも共通する一般的な紛争解決方

法と、個別の分野ごとに発達している分野別の紛争解決方法とがある。例えば、オランダ・ハーグにある国際司法裁判所は前者の一般的な紛争解決方法であるが、貿易紛争を扱う世界貿易機関（WTO）や海洋紛争を扱う国際海洋法裁判所は、後者の個別の紛争解決方法である。

投資紛争に関しては、上記のような WTO や国際海洋法裁判所のような国家間の投資紛争を専門に扱う紛争解決方法は現在のところ存在しない。実際には、ハーグの国際司法裁判所で争われる例が多いが、後に述べるように、投資紛争は本来的に国内法上の紛争（民間人を当事者とする紛争）であるため、当然には、国際法が扱うべき国家間紛争とはなりにくい側面を有する。しかし、今日では、上述したように、投資受入国政府を相手に、民間人が直接に裁判を起こすことの出来る投資紛争解決国際センター（ICSID）が設けられており、これは我々の研究調査にとって重要な意味を持つ。これは、正確には国家間紛争の解決方法ではないが、単純に実体規則に含めて考察することも無理があるため、本報告書では、広く投資紛争の国際的解決方法として、今年度報告書で紹介することとしたい。

### （3）本年度報告書の構成

今年度は、以下「第2節 紛争の国際法的解決方法」において、「一. 国際紛争の平和的解決」で、国家間紛争が生じた場合に政府が用いることの出来る国際法的手段・枠組みとしてどのようなものがあるかという一般的な国際紛争解決方法について、「二. 投資紛争の国際法的解決方法」で、国家間の投資問題に適用される国際法規則の概要とともに投資紛争の国際的解決方法について、説明することとする。その上で、「三. 日ロ間国際紛争の平和的解決と日ロ間投資紛争の国際法的解決方法」で、日ロ間で生じる国家間紛争及び投資紛争の場合に利用可能な紛争解決方法を具体的に示すこととする。

## 第2節 紛争の国際法的解決方法

### 一. 国際紛争の平和的解決

#### 1. 国際法上の紛争と国内法上の紛争

##### (1) 国際法と国内法

法（厳密には実定法（positive law））は、国際法と国内法に分けられる。例えば、法的な意味で権利とか義務という場合、その権利・義務は、正確には、国際法上の権利・義務（国際法上の実体規則）といずれかの国の国内法上の権利・義務（国内法上の実体規則）とに分けられる。したがって、法的な意味での紛争は、法上の権利義務関係をめぐる紛争として理解される場合、国際法上の権利義務に関する紛争なのか、国内法上のそれに関する紛争なのかによって、国際法上の紛争と国内法上の紛争に分けられることになる。同様に、「法的」保護という場合、国際法による保護かいずれかの国の国内法による保護かを区別しなければならない。このような区別は、理論的にそうであるということよりも、実際上極めて大きな意味がある。簡単にいえば、国際事業活動に関して紛争が発生した場合、その紛争は国際法上の紛争なのそれとも国内法上の紛争なのかによって、その紛争に対し、いかなる法が適用されいかなる手続によりいかなる裁判所で、誰を当事者として解決が図られるのかが、異なるためである。言い換えると、その紛争を国際法上の紛争としてとらえるか、国内法上の紛争としてとらえるかによって、そのとるべき法戦略が異なるということである。

##### (2) 国際事業活動をめぐる紛争

###### (a) 国際法上の紛争と国内法上の紛争の違い

上に述べたように、法的紛争は国内法上の紛争と国際法上の紛争に分けられる。国内法は、民間人同士（例えば民法、商法）、民間人と国（例えば刑法）及び国家機関相互の関係（例えば内閣法、国会法）を規律する法であり、かかる法の成立は、その国一国のみの意思で成立する（日本国憲法 41 条参照）。それに対し、国際法は、原則として国家間関係を規律する法であり、その成立は国の合意（条約）あるいは諸国の慣行（国際慣習法）に基づく（国際司法裁判所規程 38 条 1 項 a, b<sup>2</sup>参照、また日本国憲法 98 条 2 項参照）。言い換

---

<sup>2</sup> 38 条 1 項「裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。

a 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの

b 法として認められた一般慣行としての証拠としての国際慣習（以下略）」

えると、国と国の間で適用されるルールが国際法ということができる。

本来的に国家間紛争、つまり国際法上の紛争として考えられる紛争は、例えば、領土紛争・国境紛争（北方領土、竹島の紛争など）、武力紛争（フォークランド紛争、湾岸戦争など）、外交関係に関わる紛争（在テヘラン米国大使館占拠人質事件など）といったものがある。これら場合は、民間人が巻き込まれればそれに関連して国内法上の紛争もありうるが、本来的には国際法上の紛争である。

それに対し、本研究会の研究調査対象の一つである国際事業活動（投資）をめぐる紛争の場合は、様々な場面があり、国際法上の紛争と国内法上の紛争が密接に絡み合うという性格を有する。

国際事業活動をめぐる紛争としては、典型的には、取引先が契約を十分に履行しない（代金を支払わない、期日を守らない、定められた品質の製品を納入しないなど）ということが多いであろうが、その他にも相手国政府・州政府あるいは裁判所が憲法・法律に違反して恣意的に法を運用しあるいは法を遵守しないといった場合も考えられる。また、相手国国が外国企業所有の資産・工場・不動産等を法律に基づき合法的に収用ないし国有化することもあり、外国企業の本国がそういった自国民の被害について受入れ国に外交的な手段を用いることによって、紛争が国家間紛争へと激化することもある。そうなると、国際法上の紛争が生じることになる。

このように、国際事業活動をめぐる紛争は国内法上の紛争と国際法上の紛争の両方が密接に絡みあうという性格を有するため、その紛争のうちどの部分が国内法上の紛争でありどの部分が国際法上の紛争であるのかを見定めなければ、適切な解決に至らないばかりか、いたずらに事態を悪化させかねない。

#### (b) 国際事業活動をめぐる紛争の分類

このような区別を踏まえた上で、国際事業活動をめぐる紛争を分類すると、

- ①民間人同士の紛争、
- ②国・政府機関と民間人の間の紛争
  - (a) 国・政府機関が契約の相手方である場合の紛争
  - (b) 課税・国有化など国・政府機関が公権力の行使の主体である場合の紛争
- ③国家間紛争

に分けられる<sup>3</sup>。

これらのうち、①と②が国内法上の紛争であり<sup>4</sup>、③が国際法上の紛争ということが理解されよう。外国企業の行う事業活動をめぐる紛争は、元々は国内法上の紛争であるが、これを企業本国が、受入れ国に対し、自国民の生命・身体・財産を保護すべき国際法上の義

<sup>3</sup> 櫻井雅夫『国際経済法（新版）』（成文堂、1997年）112頁参照。

<sup>4</sup> これら国内法上の紛争のうち、①と②(a)が私法上の紛争、②(b)が公法上の紛争ということができる。

務に違反したということを理由に外交的手段を用いる（外交的保護権（right of diplomatic protection）の行使という）ことによって、国際紛争、つまり国際法上の紛争へと転化することになる。言い換えると、元々の国内法上の紛争をいかなる理屈を用いて国家間紛争、つまり国際法上の紛争として捉え直すかが、法律上のテクニックということになる。詳しくは後述するが、民間人を当事者とする紛争を国家間紛争へと転化させるためには、つまり「外交的保護権」を行使するためには、国際法上の特別の要件（特に国内的救済の原則）が必要である。つまり、国内法上のすべての救済手続を尽くさない限り、被害者の本国は受け入れ国に対して外交的保護権を行使することはできない。したがって、①②の紛争が紛争当事者の間で解決されたならば、③の紛争は、少なくとも国際法上は認められないということになる。その意味で、国際事業活動に関する紛争（私企業の関係する紛争）には、段階的構造があるということが理解されよう。国内法上の紛争と国際法上の紛争の区別は、こういった意味でも重要である。

①②の紛争が国内的手段により解決されることが望ましいことはいうまでもないが、しかし実際には、外国企業受入れ国の法制度に不備があったり、国家機関の怠慢・訓練不足を原因とするような場合あるいは法を遵守しないといった理由で解決されないことが少なからずある。特にロシア国内法制については、その危惧は払拭できない。そのような場合、企業本国の政治的・外交的判断により、③の国家間紛争、つまり国際法上の紛争への転化に踏み切ることがある。

以下「2.」では、事態がこの③の国際法上の紛争に至った場合の紛争の解決方法の一般原則を紹介する。

なお、ここで注意しなければならないことは、①と②の紛争は国内法上の紛争であり、その紛争の解決それ自体には国際法は直接関与しないということである。この紛争の解決は、本来的に相手国の国内法制度に委ねられるべき事項であり、安易に他国が口出しをすると場合によっては内政干渉として国際違法行為となりうる。本稿は、この①と②の紛争の解決方法、具体的にはロシアの国内法制度それ自体は対象としていないことに留意してもらいたい。ただし、すでに何度か触れている投資紛争解決国際センター（ICSID）は、②の国・政府機関と民間人の間の紛争のうち、特に投資紛争を扱う紛争解決制度であり、これは国際法上の制度であることから、本稿で取り上げている。

## 2. 国際紛争の平和的解決方法

国際紛争（国家間の紛争）の解決方法は、大きく2つに分けられる。1つは、交渉・裁判などによる平和的解決方法であり、もう1つは、武力など強制手段を用いた解決方法である。今日では、国際法は、各国に対し、武力による威嚇・武力の行使を禁止しつつ（国

連憲章 2 条 4 項<sup>5</sup>、国際紛争を平和的手段を用いて解決すべき義務を課している（同条 3 項、33 条 1 項<sup>6</sup>）。国際紛争が発生した場合、国連安全保障理事会の決議に基づく軍事的措置の可能性は今日でも否定できない（イラクによるクウェート侵攻に対する 1990 年安保理決議 678 号）が、日本側を被害者とする日ロ間の紛争に国連安保理による軍事的措置を想定することは現実には考えられず、仮にこれを仮定したところで本研究調査にほとんど実益はない（日本政府にかかる措置を要請するという意味において）ことから、ここでは国際紛争の平和的解決について説明する。

国際紛争の平和的解決は、紛争当事国間での方法、第三国・国際組織が介入する方法及び国際裁判による方法とがある。これらのうちいずれを選定するかは紛争当事国の合意によって自由に決めることができる<sup>7</sup>。それは、実際には、当該紛争の性格、当事国の紛争解決に向けての意思の程度はもとより、紛争当事国の力関係・友好関係の程度などを考慮して紛争当事国が決定することになる。

#### （1）紛争当事国間的手段 - 交渉と協議

国際紛争を解決する方法の中で最も基本的かつ重要なものは、紛争当事国の間で行われる交渉（negotiation）である<sup>8</sup>。紛争が発生した場合は、まずは話し合っ解決するのが最も好ましい。今日のように国家間関係が密接になればなるほど日常的に国際紛争は発生するが、それだけ交渉の持つ意義は小さくない。實際上、ほとんどの国際紛争は交渉により解決される<sup>9</sup>。

交渉の長所は、簡易性、経費の軽減、相互信頼性が挙げられるが、欠点としては、紛争当事国の実力関係や交渉力の差が反映され、必ずしも公平な解決が得られない可能性が指

---

<sup>5</sup> 国連憲章 2 条 4 項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」

<sup>6</sup> 2 条 3 項「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」

33 条 1 項「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」

<sup>7</sup> 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994 年）678 頁。

<sup>8</sup> J. G. Merrills, *International Dispute Settlement*, 2<sup>nd</sup> ed. (1991), at 2（邦訳、J. G. メリルス（長谷川正国訳）『新版 国際紛争の平和的解決』（敬文堂、1993 年）2-3 頁）。

<sup>9</sup> American Law Institute, *Restatement of the Law, 3<sup>d</sup>, The Foreign Relations Law of the United States*, vol. 2 (1987), at 346.



摘される<sup>10</sup>。特に、紛争当事国の一方が交渉を拒絶する場合には交渉は不可能であり、その場合、紛争の存在自体が否定されることもある<sup>11</sup>。なお、交渉を尽くすことが、以下に述べるその他の紛争解決方法を利用するための前提条件とされることもある<sup>12</sup>。

なお、協議 (consultation) は、ある問題に関する二国間の話合いという点で広義の交渉に含まれるが、交渉が紛争解決方法の一つとして位置づけられるのに対し、協議が紛争回避方法として紛争が生じる前に行われる当事国間の手続である点で、通常の交渉と区別される独自の機能を有するものとして論じられることがある<sup>13</sup>。

## (2) 第三国または国際組織の介入による方法

紛争が交渉により解決にいたらない場合、第三国あるいは国際組織が、紛争当事国の事前の合意に基づき、紛争発生後の要請によりあるいはその第三国・国際組織の自発的な申し出により、その紛争の解決を目的として介入することがある。その方式として、周旋・仲介、国際審査、国際調停といったものが挙げられる。

### (a) 周旋と仲介

国際紛争の解決を目的として、第三国・国際組織が間に入って紛争当事国の交渉を促したりあるいは交渉に介入することがある。その第三者の関与の程度により、単に当事国の交渉のための場所など便宜の提供にとどまり交渉の内容には立ち入らない方法である周旋 (good offices) と、紛争解決のための具体的条件を提案するなど実質問題に立ち入る方法である仲介 (mediation) とに一応は区別される。仲介の場合に第三国・国際組織が提案する具体的条件は、それ自体として紛争当事国を拘束せずこれを受け入れるかどうかは最終的には当事国の合意による点が、後に述べる国際裁判と本質的に異なる。我が国が関係したものとして、1905年に日露戦争の終結のためのポーツマス講和会議に関する米国大統領の介入が、周旋の例として挙げられる<sup>14</sup>。

周旋または仲介に関して何よりも重要な点は、こういった困難な仕事を引き受ける周

---

<sup>10</sup> 山本『前掲書』(注7) 679頁。

<sup>11</sup> Merrills, *supra* note 8, at 22 (邦訳、25頁)。例えば、北方領土問題について、旧ソ連は、一時期、領土紛争の存在自体を否定しており、交渉の余地は全くなかったことがある。国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(3) 領土』(慶應通信、1990年) 110-116頁。

<sup>12</sup> *Restatement, 3<sup>rd</sup>*, *supra* note 9, at 346-347, 352-353.

<sup>13</sup> 山本草二「国際紛争における協議制度の変質」『紛争の平和的解決と国際法(皆川洗先生還暦記念)』(北樹出版、1981年) 215頁以下; Merrills, *supra* note 8, at 3-7 (邦訳、3-9頁)。

<sup>14</sup> 高野雄一『全訂新版 国際法概論 下』(弘文堂、1986年) 185頁。

旋・仲介人の存在である<sup>15</sup>。これは、単独の国家であることが多い（大国に限らず、小国の例もある）が、複数国の場合もあり、また個人・非政府組織（NGO）の場合もある<sup>16</sup>。近年では、国連事務総長がこのような役回りを演じることが多くなっており、その意義が強く注目されている<sup>17</sup>。

#### (b) 国際審査

国際紛争は、事実関係が不明瞭であるために生じることがある。そういった場合に、事実関係を明らかにすることを目的として、「国際審査 (international inquiry)」が行われることによって、紛争が解決されることがある。それを制度化したものが、1907年の「国際紛争平和的処理条約」9条以下であり、これに基づき紛争当事国は国際審査委員会を設けることができる<sup>18</sup>。著名な例としては、1905年の英露間のドッガー・バンク事件に関する国際審査がある<sup>19</sup>が、この条約に基づく国際審査は、この事件を含め戦前に4件、戦後に1件しか行われていない<sup>20</sup>。ただし、この条約に基づく場合以外でも国際審査は行われており、例えば、1983年にサハリン上空で発生したソ連軍用機による大韓航空機撃墜事件に関して同年に国際民間航空機関 (ICAO) が提出した調査報告書がこれに当たるとされる<sup>21</sup>。また、1982年国連海洋法条約でも、特別仲裁裁判所が審査を行うことが規定されている（付属書VIII、

---

<sup>15</sup> Merrills, *supra* note 8, at 28 (邦訳、36頁)。

<sup>16</sup> *Ibid.*

<sup>17</sup> 林司宣「国連事務総長の周旋活動(1)」『国際法外交雑誌』90巻1号(1991年)1頁以下。

<sup>18</sup> 9条「締約国は、名誉又は重大なる利益に関係せず、単に事実上の見解の異なるより生じたる国際紛争に関し、外交上の手段に依り妥協を遂ぐることを能わざりし当事者が事情の許す限国際審査委員会を設け、之をして公平誠実なる審理に依りて事実問題を明にし、右紛争の解決を容易にするの任に当たらしむるを以て、有益にして且希望すべきことと認む。」(平仮名及び濁点は筆者)

<sup>19</sup> この事件は、1904年、日露戦争の際のロシアバルチック艦隊が、日本海軍との戦いに向けて北海近海を航行中、ドッガー・バンク沖合で操業中の英国漁船団を日本軍と誤認して砲撃、死者を出したという事件である。フランスの周旋により英露協定が締結され、国際審査委員会が設置され、ロシア側の責任が認定された。菊地正「ドッガー・バンク事件」国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、1995年)589頁。

<sup>20</sup> Merrills, *supra* note 8, at 44-55 (邦訳、57-69頁)；牧田幸人「国際審査」『国際関係法辞典』(同上書)269頁。

<sup>21</sup> Merrills, *ibid.*, at 56-57 (邦訳、70-71頁)。なお、この事件については、ソ連崩壊後ロシアの協力により、1993年にICAOにおいて最終報告書が作成されている(詳しくは、城戸正彦「大韓航空機事件(1983年)とその後の措置(その1、その2・完)」『松山大学論集』8巻3号4号(1996年)参照)が、これも国際審査の一種ということができよう。

5条<sup>22)</sup>など、今日でも審査は有益である。

(c) 国際調停

国際調停 (international conciliation) とは、審査その他の方法によりすべての有益な情報を収集し、適当な紛争解決条件を紛争当事国に提示することをいい (1928年国際紛争平和的処理一般議定書 (1950年改正) 15条1項<sup>23)</sup>参照)、その意味で審査と仲介の機能が結合した紛争解決方法である<sup>24)</sup>。国際調停は、通常は独立した委員会または国際組織により行われ、その独立の度合いは周旋や仲介よりも高いが、この紛争解決条件は紛争当事国を拘束せず、これを受諾するかどうかは当事国の合意による点で、国際裁判とは異なる<sup>25)</sup>。

国際調停は、実際の利用例は20件に満たないが、200以上の二国間・多数国間条約で、紛争解決方法として規定されていることに注意しなければならない<sup>26)</sup>。

(d) 国際組織による周旋・仲介その他の紛争解決方法

上に示したように、国だけでなく国際組織も、国際紛争の解決に対し様々な形で介入する。その代表は国連であり、そもそも国連は国際の平和と安全の維持を目的として設立され、国際紛争の平和的解決を実現することが意図されている (国連憲章1条1項<sup>27)</sup>、33条以下)。そのための主要な機関が安全保障理事会であり (24条1項<sup>28)</sup>、また国連総会もそ

---

<sup>22)</sup> 付属書VIII、5条 (事実の認定) 1項「この条約の解釈又は適用に関する紛争であつて、(1) 漁獲、(2) 海洋環境の保護及び保全、(3) 海洋の科学的調査又は(4) 航行 (船舶からの汚染及び投棄による汚染を含む。) に係るものの当事者は、第3条の規定に従つて構成される特別仲裁裁判所に対し、当該紛争を生じさせている事実について審査し及び認定するよう要請することをいつでも合意することができる。」(以下略)

<sup>23)</sup> 15条1項「調停委員会は、紛争問題を明らかにすること、そのために事実審査又はその他の方法によつてすべての有益な情報を集めること、及び当事国を調停するのに努めることを任務とする。委員会は、事件の審査後、適当と認める協定条件を当事国に提示し、且つ、当事国が意見を表示すべき期限を定めることができる。」(小田滋=石本泰雄編集代表『解説条約集第7版』(三省堂、1997年) 567頁より)。

<sup>24)</sup> 山本『前掲書』(注7) 682頁。

<sup>25)</sup> 高野『前掲書』(注14) 188-189頁。

<sup>26)</sup> Merrills, *supra* note 8, at 76 (邦訳、93頁)。

<sup>27)</sup> 1条「国際連合の目的は、次の通りである。

1項 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法に原則に従つて実現すること。」

<sup>28)</sup> 24条1項「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際

の任務を負う（10、11条<sup>29</sup>ほか）。国連がこれまで国際紛争に介入してきた事例は数多くあるが、ここで改めて取り上げるまでもない。前述したように、今日では、国連事務総長の果たした役割が高く評価されている。

国連といった国際社会のほとんどの国が加盟する国際組織ではなく、一定の地域内の限定された国のみが加盟する地域的国際組織がその地域内の国際紛争の解決に重要な役割を果たすことは、少なくない<sup>30</sup>。こういった地域的国際組織の加盟国は、歴史的・文化的に類似し友好関係にあることが多いため、地域的国際組織が、紛争当事国のそれぞれの利害を十分に考慮した上でより当事国双方が納得しやすい解決方法を見いだすことが期待されるためである。国連は、国際紛争の解決に対する地域的国際組織の有用性を認め、国連による紛争解決方法との整合性を図っている（国連憲章 52条<sup>31</sup>以下）。紛争解決機能を有する地域的国際組織の例として、例えば、ヨーロッパ地域（ヨーロッパ理事会、ヨーロッパ共同体・連合、全欧安全保障協力会議）、北大西洋条約機構（NATO）、米州機構、アフリカ統一機構、アラブ連盟、東南アジア諸国連合（ASEAN）などが挙げられる<sup>32</sup>。

### （3）国際裁判

上記の（1）（2）の方法は、最終的には紛争当事国の合意により紛争の解決を図るものであるのに対し、国際裁判は、国際裁判所の判決により、当事国の新たな合意を必要とすることなく紛争当事国に対して強制される紛争解決方法である。国際裁判は 18 世紀末から、

---

の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基づく義務を果たすに当って加盟国に代って行動することに同意する。」

<sup>29</sup> 10条「総会は、この憲章の範囲内にある問題若しくは事項又はこの憲章に規定する機関の権限及び任務に関する問題若しくは事項を討議し、並びに、第12条に規定する場合を除く外、このような問題又は事項について国際連合加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。」

11条1項「総会は、国際の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則を、軍備縮小及び軍備規制を律する原則も含めて、審議し、並びにこのような原則について加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。」（以下略）

<sup>30</sup> Merrills, *supra* note 8, at 207, 213-218（邦訳、265、271-277頁）。

<sup>31</sup> 52条1項「この憲章のいかなる規定も、国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極又は地域的機関が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。」（以下略）

<sup>32</sup> Merrills, *supra* note 8, at 207-213（邦訳、265-271頁）；山本『前掲書』（注7）686-687頁。

国際法に基づいてなされる国家間紛争の解決方法として利用されるようになり、今日ではオランダ・ハーグにある国際司法裁判所 (International Court of Justice; ICJ) の他、多くの種類がある。国際裁判所の判決は、国際法規の解釈の指針となるだけでなく、その判決の膨大な量の蓄積は、国際慣習法を形成し、または条約規則に反映されるなど、国際法の形式的法源 (=法の存在形式: 国際慣習法と条約) の形成要因としての実質的法源として、極めて重要である<sup>33</sup>。

国際裁判の判決は紛争当事国を法的に拘束する (国際司法裁判所規程 59 条<sup>34</sup>参照)。つまり、当事国が判決を受け入れるかどうかの意思の確認は、改めて必要とされない。しかし、当該紛争を国際裁判に付するかどうかは、紛争当事国の合意が必要であり、裁判所は、紛争当事国の合意なく裁判を行う権限を有さない。つまり、判決に拘束されることについての事前の同意が必要なのである。このように、国際裁判所には強制管轄権が認められていないのであり、一方の当事国が裁判への付託を同意しない限り、裁判所は管轄権がないとしてこれを却下することになる<sup>35</sup>、<sup>36</sup>。これは、裁判所の強制管轄権が認められている国内裁判所と根本的に異なる点である。

国際裁判は、国際仲裁裁判と国際司法裁判に分けられる。国際裁判の初期 (18 世紀末) 以降、地域的国際裁判所である中米司法裁判所が 1907 年に設立される (1918 年廃止) まで、国際裁判の種類はこの国際仲裁裁判のみであった。現在は、国際司法裁判が国際裁判

---

<sup>33</sup> 山本『同上書』68-70 頁。

<sup>34</sup> 59 条「裁判所の裁判は、当事者間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する。」

<sup>35</sup> そのような事例は多いが、国際投資に関して有名なものとして、1952 年「アングロ・イラニアン石油会社事件」(イギリス対イラン) 国際司法裁判所判決 (*I.C.J. Reports 1952*, 93) がある。この事件は、イランが 1951 年の石油産業国有化法によりイギリス系のアングロ・イラニアン石油会社を接収したことに対し、その本国であるイギリスが外交的保護権を行使し、イランを被告として損害賠償を求めて国際司法裁判所に提訴した事件である。裁判所は、両当事国の合意がないことなどを理由に管轄権を否定し審理を行わなかった (*Ibid.*, at 115)。この事件の紹介として、田畑茂二郎=太寿堂鼎編『ケースブック国際法 (新版)』(有信堂高文社、1987 年) 241-246 頁 (安藤仁介担当) 参照。

<sup>36</sup> より正確に言うと、裁判所の管轄権は、当事国のその事件ごとの個別の合意の他に、多数国間条約によりその条約上の紛争を国際司法裁判所などの裁判所に付託する旨の事前の一般的な合意に基づく場合があり、その他に、管轄権の受け入れの一時的な宣言 (「選択条項の受諾宣言」という) に基づく場合がある (国際司法裁判所規程 36 条 2 項)。しかし、この宣言には裁判所の管轄権を受け入れるための条件を付することが多く、実際にはこの受諾宣言に基づく提訴は、被告側 (宣言を行った側の国) がこの条件を盾に裁判所の管轄権を争うことが多い。上記の「アングロ・イラニアン石油事件」での最大の争点も、この受諾宣言に付された条件の解釈であった。この宣言に関しては、後にも何度か触れる。

の主流を占めているが、今日でも国際仲裁裁判の利用例は少なくない。以下それぞれについて説明する。

(a) 国際仲裁裁判<sup>37</sup>

国際仲裁裁判 (international arbitration) は、一般に、事件ごとに、当事国の合意により裁判所を設立して当事国の選任した裁判官により行われる国際裁判であり、その裁判手続き及び適用される裁判準則、判決の効力に至るまで、当事国が決定することができる<sup>38</sup>。つまり、裁判に関するすべての事項をその事件ごとに紛争当事国が決めることができ、当事国の意思が最大限に尊重される。

国際仲裁裁判は、事件ごとに設立される裁判所により行われ、当該事件の判決が出されると直ちに解散する。そのため裁判所の数としては極めて多く、それだけ裁判所の内実は多種多様である。裁判官として、有力国の国家元首が選ばれることも多い<sup>39</sup>。

こういった通常の国際仲裁裁判と異なり、「常設」の仲裁裁判所として、1899年及び1907年の「国際紛争平和的処理条約」により設立された常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration) がある。これは、当事国が、あらかじめ作成されている裁判官名簿の中から裁判官を選任するものであり、その組織構成等も当事国が決定するものであり、正確には「常設」裁判所ではなく個別に設立される裁判所である。この裁判所は、現在も存続しており、日本人裁判官は4人が名簿に記載されている。設立初期は重要な役割を果たしたが、後述の常設国際司法裁判所・国際司法裁判所の活躍もあって、戦後は2件の付託があるにとどまる<sup>40</sup>。

国際仲裁裁判の特殊な形態として、世界大戦や革命といった大規模な混乱の際に国が国際法に違反したために生じた個人の損害について、その被害者本国と違反国の合意により国際裁判所を設立し、個人が直接に提訴して個別に処理するという国際仲裁裁判がある。

---

<sup>37</sup> 本文で述べているように、国際仲裁裁判は、その当該事件のみの解決を目的とし判決後にその裁判所が解散することから、判決文の入手は困難であった。しかし、現在国連法務部によりその判決集が順次編集・出版されており (国際仲裁裁判判決集 (Reports of International Arbitral Awards; R.I.A.A.))、現在20巻を数える。この判決集は、これら国際仲裁裁判で取り上げられた事例のほとんどが、外国人の生命・身体・財産及び投資の保護に関するものであることから、本研究会での研究調査を進めるにあたって必須の資料であり、今回報告書でもいくつか引用されている。この判決集は本学には一部しか所蔵されていなかったが、今回研究会研究費より全巻を揃えることが出来た。なお、この判決集の判決のうち、特に重要なものが、波多野里望＝東壽太郎編『国際判例研究 国家責任』(三省堂、1990年)で詳細に紹介されている。

<sup>38</sup> Merrills, *supra* note 8, at 80-100 (邦訳、101-124頁)。

<sup>39</sup> 高野『前掲書』(注14) 243頁。

<sup>40</sup> 杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年) 18頁。

例えば、第一次世界大戦後の、米国＝ドイツ混合仲裁裁判所、英国＝ドイツ混合仲裁裁判所、第二次世界大戦後の仏＝伊調停委員会、1979年のイランのイスラム革命後のイラン＝米国請求裁判所（Iran-United States Claims Tribunal）などがそうである。これらは、通常の国際裁判とは異なり、個人が国家を相手として国際裁判所で行われる国際裁判である点に留意しなければならない<sup>41</sup>。最近では、世界大戦・革命後の混乱の收拾ではなく、個人と国家との間の経済紛争についても、こういった国際仲裁裁判が利用されるようになってきている（投資紛争解決国際センター（ICSID）、日中投資保護協定 11 条など）。これらは、我が国企業がロシアで事業活動を行うにあたり、重要な意味を持つ投資保護制度である。

なお、私企業間の国際取引紛争を対象とする国際商事仲裁や国際仲裁裁判所は、上記国際仲裁裁判、常設仲裁裁判所とは、本質的に別のものである。国際商事仲裁は、国家による紛争解決方法である訴訟と区別され、私人による仲裁人に解決を委ねるものであり、その仲裁判断に、国家の設立する裁判所の判決と同一の効力を国内法が認めるとする「仲裁」の一種である。つまり、国内法上の制度である。

#### (b) 国際司法裁判

国際司法裁判は、常設の国際裁判所において行われる国際裁判で、裁判官も基本的にあらかじめ選定されているほか、その裁判手続き、裁判準則、判決の効力など、裁判に関する事項も当事国の個別の合意によらずあらかじめ定められている。その限りで国内裁判と同様であるが、国内裁判と異なり、紛争当事国が、これらの事項を規定する条約（裁判所規程）の当事国であるかあらかじめこの条約の内容を受け入れる必要がある。また、裁判に付託するかどうかは紛争当事国の合意または前述した「選択条項の受諾宣言」が必要である。

前述したように、司法裁判所は、1907年の中米司法裁判所が史上初のものであるが、多くの国に開放される一般的な司法裁判所としては、1921年に創設された常設国際司法裁判所（Permanent Court of International Justice; PCIJ）が最初である<sup>42</sup>。今日の代表的な司

---

<sup>41</sup> これらの裁判所は、その性質上、外国人の生命・身体・財産及び国際事業活動の法的保護の問題を扱っており、我々の研究にとって直接重要である。これらの先例に基づいて、ロシア国内における我が国企業の事業活動の法的保護の国際基準を導き出すことが出来る。これらの判決は、前記 Reports of International Arbitral Awards により入手できる。ただし、イラン＝米国請求裁判所は数千件の事件が係属しており現在も活動中であり、その判決は別個に Iran-United States Claims Tribunal Reports として順次公開されている。現在 28 巻を数えるが、これは本学に所蔵されていない。

<sup>42</sup> この常設国際司法裁判所の判決は、PCIJ, Series A と Series B 及び Series A/B で入手できる。これらは商大に所蔵されており、この報告書でもいくつか引用されている。その他口頭弁論記録（Series C）の他、Series D, E があるが、本学図書館には所蔵されていない。

法裁判所である国際司法裁判所 (ICJ)<sup>43</sup>は、第二次大戦後国連の主要機関として設立された (国連憲章 7 条、92 条<sup>44</sup>以下) が、実質的には常設国際司法裁判所 (PCIJ) を引き継いだものである (同 92 条参照)。この国際司法裁判所における裁判手続き等を定めた条約を、国際司法裁判所規程 (ICJ 規程) といい、更にその内部規則の細目を定めた条約を、裁判所規則 (ICJ 規則) という。

国際司法裁判所の裁判官は 15 人で、任期は 9 年であり、3 年ごとに 5 人を、国連総会と安全保障理事会の選挙で選ぶ (ICJ 規程 3 条 1 項、13 条、8 条<sup>45</sup>)。同一の国籍を持つ 2 人以上が裁判官となることはできない (規程 3 条 1 項)。現在日本人裁判官がおり (小田滋判事)、在職 22 年で現職の裁判官としては最古参であり (任期 2003 年まで)、各国政府からの信頼も厚い。5 大国出身判事も常に選挙で選ばれており、現在のロシア人判事は、Vladlen S. Vereshchetin である (任期 2006 年まで)<sup>46, 47</sup>。なお、ここで留意しなければならないことは、国際司法裁判所に係属する事件の当事者となることができるのは、国のみである

---

<sup>43</sup> この国際司法裁判所の判決集は毎年公刊されており、例えば 1949 年版であれば I.C.J. Reports 1949 として引用される。これもこの報告書でいくつか引用している。これはすべて本学図書館に所蔵されている。しかし、この I.C.J. Reports が公刊されるまで数年かかり、今まで判決文の入手は、特に重要なものは International Legal Materials (ILM) という商業雑誌で入手できる場合を除き、困難であった。しかし、最近では、国際司法裁判所自身がインターネットを通じて判決文を公表している。< <http://www.icj-cij.org/idecis.htm> >

<sup>44</sup> 7 条 1 項「国際連合の主要機関として、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所及び事務局を設ける。」

92 条「国際司法裁判所は、国際連合の主要な司法機関である。この裁判所は、附属の規程に従って任務を行う。この規程は、常設国際司法裁判所規程を基礎とし、且つ、この憲章と不可分の一体をなす。」

<sup>45</sup> 3 条 1 項「裁判所は、15 人の裁判官で構成し、そのうちのいずれの 2 人も同一国の国民であってはならない。」

13 条 1 項「裁判所の裁判官は、9 年の任期で選挙され、再選されることができる。(以下略)」

8 条「総会及び安全保障理事会は、各別に裁判所の裁判官の選挙を行う。」

<sup>46</sup> 15 人の裁判官の中に紛争当事国出身者がいない場合は、その事件に限り特別に裁判官を選ぶことができる (規程 31 条)。その場合は、その事件に限り裁判官の数が増えることになる。現在のところ、日ロとの関係では、いずれも自国出身者がいるためこの制度は利用されえないが、仮に小田判事の任期が終了しその後日本人裁判官が選挙で選ばれなかったような場合は、重要な意味を持つ。

<sup>47</sup> 国際司法裁判所の歴史、実態、実際の運用・事件等についての小田判事による紹介として、『国際司法裁判所』(日本評論社、1987 年)、「裁判官ベンチからみた国際司法裁判所の 20 年」杉原高嶺編『紛争解決の国際法 (小田滋先生古稀祝賀)』(三省堂、1998 年)がある。



ということである (ICJ 規定 34 条 1 項<sup>48</sup>)。つまり、個人・民間人は、国際司法裁判所に提訴する資格がない。先に述べた国際法上の紛争と国内法上の紛争の区別は、この点で決定的な意味を持つ。

こういった世界的な司法裁判所の他に、地域的裁判所 (1907 年中米司法裁判所 (1918 年に解散)、ヨーロッパ共同体裁判所) や、機能別裁判所 (人権裁判所 (ヨーロッパ人権裁判所、米州人権裁判所)、国際海洋法裁判所 (日本人判事 1 名 ; 山本草二判事)、国際刑事裁判所 (極東軍事裁判所、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所など) など) がある。これらの中には、加盟国に限られるものや、強制管轄権が認められるもの、個人に出訴権・当事者能力を認めるものもある<sup>49</sup>。なお、1995 年に発足した世界貿易機関 (World Trade Organization; WTO) も紛争処理手続を用意しているが、通常国際裁判とは異なる面を強く持つことから、独特の紛争処理方法といわれる<sup>50</sup>。

このように、今日では、国際裁判は、国際司法裁判所を中核としつつ、個別に分化した形で地域的裁判所・機能別裁判所が存在し、他方で伝統的な国際仲裁裁判も行われているという状況にある。これらのいずれを利用するかは、その紛争の性格や相手国との合意の上で決せられることになる。

なお、これまで日本が当事国となった国際裁判は 2 例しかない。1 つは 1875 年「マリア・ルース号事件」(対ペルー) 仲裁裁判所判決 (裁判官ロシア皇帝 ; 日本勝訴) で、もう 1 つは 1905 年「家屋税事件」(対イギリス、フランス、ドイツ) 常設仲裁裁判所判決 (日本敗訴) である<sup>51</sup>。これら以降は例がなく、この家屋税事件の敗訴のため日本は国際裁判への事件付託に消極的になったともいわれるが、戦後に 2 件ほど、ICJ への付託の準備が具体的に進められたことがある。これらはいずれも外交交渉によって決着したため、裁判所への付託に至らなかった<sup>52</sup>。

---

<sup>48</sup> 34 条 1 項「国のみが、裁判所に係属する事件の当事者となることができる。」

<sup>49</sup> これらの地域的・機能別裁判所のうち、国際海洋法裁判所は、サハリン資源開発に関連して利用される可能性がわずかながらある。これは、資源開発が大陸棚上であること、及び海底パイプラインが敷設される場合があること、及び事故により海洋汚染が発生したような場合などにより、日ロ間の国際海洋法裁判所の管轄下の紛争となりうるためである。それ以外の裁判所は、本研究会の研究調査の対象にはならない。

<sup>50</sup> 岩沢雄司『WTO の紛争処理』(三省堂、1995 年) 206 頁以下、特に 211 頁。

<sup>51</sup> 事件の概要について、田畑=太寿堂編『前掲書』(注 35) 339-344 頁 (石本泰雄担当) 参照。

<sup>52</sup> 小田『前掲書』(注 47) 83 頁以下参照。なお、韓国との間の領土紛争である竹島に関して、日本政府は、1954 年に韓国政府に対して国際司法裁判所への紛争付託を提案したが、韓国政府はこれを拒否している (国際法事例研究会『前掲書』(注 11) 178 頁)。また、ロシアとの間の北方領土問題に関して、1992 年にロシア政府高官が国際司法裁判所への紛争付託の非公式見解を出したことが報じられそれに対して外務省当局者は拒否する姿勢を見

## 二. 投資紛争の国際法的解決方法

「一。」で説明したことは、国際紛争の平和的解決に関する一般的な枠組みについてであり、軍事紛争、領土紛争、漁業紛争等、国際紛争のすべての分野に関わる問題である。したがって、これらの紛争解決方法は、いかなる種類の紛争であれ今後日本とロシアとの間で国家間紛争が発生した場合に、その利用が検討されるべき原則的な紛争解決方法である。

しかし、これら一般的な紛争解決方法に加えて、個別の国際法分野ごとに紛争解決方法が発達している<sup>53</sup>。それは、関係各国が、上記のような一般的な紛争解決方法だけでは十分な紛争解決が図れないと判断して、あるいはより適切な紛争解決を目指して、個別に紛争解決方法を模索した結果に他ならない。したがって、一般的な紛争解決方法を基礎としつつも、個別の分野のみで用いられる紛争解決方法も含めて両者を複合的に検討しなければ実際の紛争解決方法は理解できないことになる。

しかし、前述したように、本来、実体規則と紛争解決方法は密接に関係しており、特に個別分野であればあるほどその関係は強い。実際にも、国際法上の制度・規則は、実体規則と紛争解決方法の両方を、個別の条約制度ごとに縦割りのように説明されるのが一般である<sup>54</sup>。本稿では、実体規則の詳細は次年度以降で取り上げることとしているが、そういった実体規則を全く無視して紛争解決方法を説明することは困難であり、特にその分野固有の問題点に関係している場合には、そうである。

そのようなことに鑑み、ここでは、国際投資紛争に関する特別の紛争解決方法について、必要な範囲で実体規則にも言及しつつ、説明しようと思う。

---

せたとの報道がなされているが、事実関係自体疑わしい部分があるようである（塚本孝「日本と領土問題－北方領土問題の国際司法裁判所への付託（上）」『リファレンス』504号（1993）52－53頁）。いずれにせよ、日本政府が、一般に国際紛争を国際司法裁判所に付託することを一切否定するという考え方を有しているわけではないようである。

<sup>53</sup> 例えば、貿易に関する紛争については、世界貿易機関（WTO）が詳細な紛争処理手続を用意している（岩沢『前掲書』（注50）参照）。国際紛争とは言い難いが、人権侵害については、例えば1966年「国際人権規約B規約」などの人権委員会が問題を取り扱う権限を与えられている。また、環境分野であるが、オゾン層保護に関する条約制度が、一方で通常の紛争解決手続を用意しつつ（1985年オゾン層保護ウィーン条約11条）、他方で義務の不遵守があった場合の不遵守手続（non-compliance procedure）を作成しており（1987年モントリオール議定書8条に基づく不遵守手続規則）、地球環境保護という特別な目的のための特殊な紛争解決方法として注目されている（臼木知史「地球環境保護条約における紛争解決手続の発展－オゾン層議定書の『不遵守手続』の機能を中心に－」杉原編『前掲書』（注47）167頁以下参照）。

<sup>54</sup> 例えば、投資に関して櫻井『前掲書』（注3）209－252頁参照。

## 1. 外交的保護権

私企業による国際事業活動をめぐる紛争は、武力紛争・国境紛争などのような通常の家間紛争とは異なり、前述したように元来的に国内法上の紛争である。しかし、相手国が外国人の行う事業活動等に関して国際法の要求する一定水準の保護を与えない（国内法上の紛争を適切に解決しない）ような場合、その本国は、相手国に対しその保護を求めて外交的な手段を取ることがある。これを「外交的保護権 (right of diplomatic protection)」という。つまり、外国事業者・投資家の本国は、元来的には国内法上の紛争を、外交的保護権を行使することによって、国家間紛争へ切り替えることができる。言い換えるならば、こういった国内法上の紛争を国際法の土俵に置き換えるための特別の制度が、外交的保護権である、ということができる。

この外交的保護権をめぐっては、19世紀以来、自国民の保護を要求する投資母国と、本国の干渉を排除し当該紛争を国内紛争に押しとどめようとする投資受入国との主張のぶつかり合いと、国際判決の積み重ねにより、その保護の内容と程度に関する実体規則と外交的保護権に関する詳細な規則が形成されてきた。通常の家間紛争の解決方法とは異なる特別の仕組みとして、ここでこの外交的保護権の問題について触れておかなければならない。

### (1) 外交的保護権の国家性

国内法上の紛争を国際法上の紛争へと転化させるための論理としての外交的保護権を行使することは、国際法の観点から見ていくつか注意しなければならない点がある。

第一に、自国民が相手国の国際法上の違法行為により損害を受けた場合であっても、その被害者は国際法上は国であり、当該自国民ではないということである。つまり、国が主張しうることは、自国自身の国際法上の権利についてということである<sup>55</sup>。

---

<sup>55</sup> 1924年「マヴロマチス特許事件（管轄権）」（ギリシャ対イギリス）常設国際司法裁判所判決（*P.C.I.J. Series A, No. 2, at 12*）；1929年「セルビア公債事件」（フランス対セルビア）同裁判所判決（*P.C.I.J. Series A, No. 20, at 17-18*）；1939年「パネヴェジス・サルツティスキス鉄道事件」（エストニア対リトアニア）同裁判所判決（*P.C.I.J. Series A/B, No. 76, at 16*）などを参照。

「マヴロマチス特許事件」は、ギリシャ人マヴロマチス氏が1914年にオスマントルコ政府から与えられた鉄道・水道事業の特許等の効力を、第一次大戦後に現地を委任統治下に置いたイギリス政府及びパレスチナ行政庁が否認したことについて、その本国のギリシャがイギリスを相手に損害賠償を求めて一方的に（合意によらず）訴えた事件である。上記判決（管轄権）では裁判所は一部について管轄権を認め、後日なされた本案判決では損害が

第二に、したがって、外交的保護権を行使するかどうか、つまりその国家自身の被った損害についての賠償を相手国に求めるかどうかは、その被害国の判断によるものである。つまり、損害を被った民間人が希望しなくてもその本国政府は相手国に対し責任を追及しうるし、逆に民間人が希望しても、政府の政治的判断により相手国に責任を追及しないという選択も可能である<sup>56</sup>。

第三に、国が相手国に対して要求する賠償責任は、あくまでも国が被った損害についてであるから、仮に勝訴して賠償金を受け取っても、それは当然に国有財産となる<sup>57</sup>。実際上は、その請求額は、当該個人の被った損害額と同額であるが多いが、あくまでもそれは便宜的なものにすぎない<sup>58</sup>。

---

生じた事実はないとして、ギリシャの主張を退けた。

「セルビア公債事件」は、セルビア政府が1895年から1913年にかけて発行した公債の支払い条件をめぐる公債所持者（フランス人）とセルビア政府との間の紛争を、フランス政府が取り上げ、セルビア政府と合意の上常設国際司法裁判所に紛争付託した事件である。裁判所はフランスの主張を支持した。

「パネヴェジス・サルツティスキス鉄道事件」は、エストニアが自国企業の被った損害の賠償を求めてリトニアを「選択条項の受諾宣言」に基づき一方的に常設国際司法裁判所に提訴した事件である。この事件の経緯は複雑である。パネヴェジス・サルツティスキスの路線を所有していた鉄道会社（ロシア法人）が、1917年のロシア革命によりソ連により国有化されたが、1918年に独立したエストニアとソ連との1920年の条約により、ソ連により国有化された上記鉄道会社を含むいくつかの株式会社の株式をエストニア政府に引き渡すことが約束された。この条約を受けて、上記鉄道会社は、1923年に株主総会を開きエストニア法人として登記されることを決定した。ところが、上記路線はリトニア領内にあり、1918年にリトニアはこれを接收していたため、上記新会社はリトニア政府を相手にその路線の返還（後に補償）を求めたが、リトニア政府は1933年にこれを拒絶した。そのためエストニア政府が、リトニア政府を相手に提訴したのである。結局、裁判所は、リトニア国内での救済が尽くされていないとして、エストニアの請求を退けた。

これらの事件については、田畑＝太寿堂編『前掲書』（注35）229－233頁（土屋茂樹担当）、234－236頁（竹本正幸担当）、305－308頁（芹田健太郎担当）参照。

<sup>56</sup> 田畑茂二郎『国際法Ⅰ（新版）』（有斐閣、1973年）474頁。

<sup>57</sup> 田畑『同上書』475頁。実際には多くの場合被害者個人に補償金を与えられている。

<sup>58</sup> 1928年「ホルジョウ工場事件」（ドイツ対ポーランド）常設国際司法裁判所判決（*P.C.I.J. Series A, No. 17, at 28*）。この事件は、第一次大戦後ドイツ領土の一部が、条約に基づきポーランドに割譲されたが、その条約に違反してポーランドが同地域内のドイツ人財産であるホルジョウ工場を収用した事件である。この事件に関していくつかの判決が下されたが、上記1928年判決は、ポーランドが負うべき賠償の金額と方法に関するものである。この事件の概要について、田畑＝太寿堂編『前掲書』（注35）297－301頁（石本泰雄担当）参照。

このように、外交的保護権は、あくまでも国家自身の権利として見なければならぬのである。このような考え方を「外交的保護権の国家性の理論」という<sup>59</sup>。これを「私人請求の国家請求への埋没」と表現されることがある<sup>60</sup>。

しかし、このような外交的保護権の行使を安易に認めてしまうと、本来民間人を当事者とする国内法上の紛争が容易に国際紛争に転化してしまい、紛争が国家の持つ実力を背景に処理される危険があること<sup>61</sup>、したがって、強国が弱小国に対し自国民に被害が加えられたことを理由に内政干渉を行い兵力を使用することを認める口実として用いられやすくなること<sup>62</sup>、などが問題点として指摘されている。そのため、投資母国の介入をできるかぎり阻止するために、外交的保護権行使の要件として、①国籍継続の原則、②国内的救済の原則が認められるようになった<sup>63</sup>。

なお、当該国の資源開発などに関して政府と外国企業が締結する国家契約に、その本国の外交的保護を援用しない旨の規定が挿入されることがある。一般にこのような規定を、外交的保護権の濫用を批判した著名な国際法学者の名をとって、「カルヴォ条項 (Calvo Clause)」という。しかし、その契約条項は、国内法上は有効であるとしても、国際法上は、外交的保護権は国家の権利であり私企業がこれを放棄することはもとよりできず、無効である<sup>64</sup>。外交的保護権の国家性の理論から当然のことといえよう。

ロシア政府が、例えばサハリン大陸棚資源開発に関する外国企業との契約にこのような条項を挿入しているかどうかは判らないが、仮にこの条項が含まれているとしても、国際法上は効力を持たない。したがって、その本国は以下に述べる外交的保護権行使の要件を満たしている限り、国際法上の紛争解決方法を開始することができる。ただし、実際上は複雑な問題を呈するであろう。

## (2) 外交的保護権行使の要件

### (a) 国籍継続の原則

---

<sup>59</sup> 加藤信行「自国民の対外紛争」杉原編『前掲書』(注 47) 199 頁以下参照

<sup>60</sup> E. M. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad: or the Law of International Claims* (1915), at 356-359. このような考え方に対する批判・問題点について、加藤「同上論文」201 頁以下参照。

<sup>61</sup> 田畑『前掲書』(注 56) 476 頁。

<sup>62</sup> 田畑茂二郎「外交的保護の機能変化 (一)」『京都大学法学論叢』52 卷 4 号 (1946 年) 207 頁。そのため、かかる武力介入を制限するために、限定的な範囲であるが、条約が締結されている (1907 年「契約上の債務回収の為にする兵力使用の制限に関する条約」)。

<sup>63</sup> 山本『前掲書』(注 7) 654-655 頁。

<sup>64</sup> 山本『同上書』656 頁; I. Brownlie, *Principles of Public International Law*, 4<sup>th</sup> ed. (1990), at 546.

国家が自国民の被った損害に関して外交的保護権を行使するにあたっては、その個人が損害を被った時から外交的保護権を行使する時まで、その個人は継続して同一の国籍を保持することが必要である<sup>65</sup>。これを国籍継続の原則という。この原則が必要とされるのは、自国民が損害を被らないことあるいは自国民の損害が救済されることに国家の利益・権利が存在するのであって、他国民の保護を図るための外交的保護権ではないこと、弱小国国民が被害を受けた場合、被害者個人が強国に国籍を変更して強国による外交的保護権の行使を期待する弊害を防止するためである<sup>66</sup>。

この原則に関しては、国籍の基準・対抗力<sup>67</sup>、二重国籍の場合、被害者が死亡した場合、法人の国籍（特に株主の保護<sup>68</sup>）など、その解釈は難しい点が多い<sup>69</sup>が、本報告書においてはこれ以上細かく説明する必要はなからう。

#### (b) 国内的救済の原則

---

<sup>65</sup> 前記（注 55）「パネヴェジス・サルツティスキス鉄道事件」判決（*P.C.I.J. Series A/B. No. 76, at 16*）。

<sup>66</sup> 田畑『前掲書』（注 56）483 頁。

<sup>67</sup> 1955 年「ノッテボーム事件（本案）」（リヒテンシュタイン対グアテマラ）国際司法裁判所判決（*I.C.J. Reports 1955, 4*）参照。この事件は、第二次大戦前南米グアテマラで事業活動を行っていたドイツ人ノッテボーム氏が、第二次大戦でグアテマラとドイツが交戦関係に入る直前にリヒテンシュタインの国籍を取得したが、グアテマラは同氏を敵国ドイツ人とみなし逮捕し財産を没収したため、戦後、リヒテンシュタインがグアテマラに対しノッテボーム氏の財産の返還と損害賠償を求めて提訴したという事件である。裁判所は、ノッテボーム氏とリヒテンシュタインの間に真正な関係（*genuine connection*）がなく同国による国籍の付与はグアテマラに対抗できないとして、グアテマラとの関係でのリヒテンシュタインの保護権を否定した（*Ibid.*, at 20-26）。この事件の概要について、田畑＝太寿堂編『前掲書』（注 35）34－38 頁（小川芳彦担当）参照。

<sup>68</sup> 1970 年「バルセロナ・トラクション事件」（ベルギー対スペイン）国際司法裁判所判決（*I.C.J. Reports 1970, 4*）参照。この事件は、持株会社としてスペインで事業活動を行うカナダ法人バルセロナ・トラクション社とそのスペイン子会社が、1948 年にスペイン裁判所により破産宣告を受け、資産の差し押さえを受けたことについて、同社の株主であるベルギー人の本国ベルギーが、スペインの行為は国際法違反であるとして、損害賠償を求めて提訴した事件である。裁判所は、会社の本国ではないベルギーは外交的保護権を行使することが出来ず当事者適格がないとして、ベルギーの主張を認めなかった（*Ibid.*, at 33-51, paras. 32-103）。この事件について、田畑＝太寿堂編『前掲書』（注 35）236－240 頁（川岸繁雄担当）参照。

<sup>69</sup> Brownlie, *supra* note 63, at 480-494; *Oppenheim's International Law, Peace*, vol.I, 9<sup>th</sup> ed. By R. Jennings & A. Watts (1992), at 511-522.

民間人を被害者とする事件については、その当該被害者個人が相手国の国内で利用できる救済措置をすべて尽くすことが必要である。これを、「国内的救済の原則 (local remedies rule)」という。この原則の存在と妥当性は改めて証明を要するまでもなく、疑問の余地がない<sup>70</sup>。つまり、この国内的救済が尽くされていない場合には、裁判所は、原告側は請求提起の資格を持たないとして、請求を受理しないこととなる<sup>71</sup>。前述したように、民間人の事業活動に関する紛争の段階的構造とは、そのような意味で理解する必要がある。

本研究のテーマと関連づけると、日本企業によるロシア国内での事業活動に関連して紛争が生じた場合、当該企業がまずはロシアの国内的救済手段（司法的・行政的手段）を尽くさなければ、日本政府はロシアに対して国際法上の措置（外交的保護権の行使）を行うことができない。しかし、ロシアの国内的救済が手厚ければそれで十分な救済が図られるため問題はなく、この方が当該日本企業にとって好ましいことはいうまでもない。先に述べたように、このような紛争を日ロ間の外交問題の俎上に乗せたところで、自身の被害の救済に資するとは限らないからである。したがって、考えるべき課題は、ロシアの国内的救済をいかに充実させていくか、言い換えれば相手国による自国民の保護の程度をいかにして高めていくかであり、そのための国際法上の義務をいかにしてロシアに課していくかである。

いずれにせよ、ここでは日本政府が外交的保護権を行使するためには手続上一定の歯止めがあるという点を指摘するにとどめ、投資受入国が投資家に対して与えるべき保護の内容と程度（実体規則）について、以下で簡単に概要を紹介しておきたい。

## 2. 投資保護に関する国際法上の実体規則の概要

---

<sup>70</sup> C. F. Amerasinghe, *Local Remedies in International Law* (1990), at 1. 国内的救済の原則を明確に認めた国際判決として、1959年「インターハンデル事件」(スイス対米国) 国際司法裁判所判決 (*I.C.J. Reports 1959*, 6, at 27) が良く引用される。この事件は、第二次大戦中、スイス法人であるインターハンデル社の所有する米国企業の株式を、米国政府が接收したことについて、スイスが「選択条項の受諾宣言」に基づき一方的に提訴した事件である。米国の接收の理由は、この株式は、インターハンデル社を通じてドイツ法人により支配されているということであった。裁判所は、米国内での国内的救済が完了していないとして、スイスの請求を受理しなかった (*Ibid.*, at 26-30)。この事件の概要について、田畑＝太寿堂編『前掲書』(注 35) 301-305 頁 (太寿堂鼎担当) 参照。

<sup>71</sup> 国内的救済を尽くしていないとして裁判所が請求を受理しなかった例として、前記 (注 55) 「パネヴェジス・サルツティスキス鉄道事件」判決 (*P.C.I.J. Series A/B. No. 76*, at 18-22) ; 前記 (注 70) 「インターハンデル事件」判決 (*I.C.J. Reports 1959*, 6, at 26-30) がある。

国と外国人・外国企業との投資紛争は、これまで様々な要因により、多くの国家間紛争を引き起こしてきた。その紛争の具体的内容については次年度報告書で取り扱うことになるが、例えば途上国政府と先進国企業との石油開発契約（いわゆるコンセッション（concession）あるいは経済開発協定（economic development agreement）、国家契約）を、途上国側が一方的に破棄したり、あるいはかかる先進国企業資産を国有化することにより、その本国が外交的保護権を行使するといった構図である<sup>72</sup>。

しかし、このように投資母国が外交的保護権を行使して紛争に介入して国家間紛争を招来したところで、被害者個人の側にとっては、実益はほとんどない。自身の被害の救済にもはや何ら資さないばかりか、これをきっかけに両国間の外国関係が悪化してしまうようなことがあれば、これまでの事業活動の一切を失ってしまいかねないからである。

ところが、他方で、このような投資紛争は、相手国あるいはいずれかの国における国内裁判所等による救済は必ずしも期待できない。それは、相手国の国内法制が十分に整備されていない、相手国の国内裁判所が法に従った適切な解決をせずあるいは政府からの独立が保障されていないといった側面があることも否定できないが、問題はそれだけにとどまらず、法律論的にも重大な問題が立ち上がる。第一に、政府と私企業との契約である以上、その契約はその国の民法その他の国内法により法的効力が与えられるため、極端な場合、国家の政策として新規立法あるいは憲法改正により契約の有効性を否定あるいは国有化を有効とする場合には、いずれの国の裁判所も、政府側にかかる措置の無効を宣言することができない。第二に、仮に無効が宣言され私企業側が勝訴したとしても、その裁判所の属する国ならともかく、それ以外の第三国においてその判決の効力が承認されるかどうか、また承認されるとして相手国財産に対して強制執行できるかどうか、保証されない。その第三国から見れば、自国裁判所の判決でないものに拘束されるいわれはないからである（外国判決の承認・執行の問題<sup>73</sup>）。更に、第三に、上記の契約の一方的破棄ないし国有化が国際法に違反して行われたとしても、その違反を申し立てることができるのは国のみであり当該私企業は国際法上そのような資格を持たない。だからこそ、最後の手段として、投資母国が国際法に基づいて、外交的保護権を行使するほかないのである。

他方、立場を変えて投資受入国側から見ると、投資母国の外交的保護権による介入による国家間紛争に至ることは外交政策として好ましくなく、また、外国投資家が投資リスクを嫌って投資が逃げてしまうことは経済政策としても得策とは言い難い。

したがって、この投資母国、投資家及び投資受入国の三者の利害をいかに調整し、投資の適切な保護を図っていくかが、問題の焦点となる。この点に関し、現在の国際法は、2つの方向で投資紛争のより適切な解決を図っている。一方が、その国内的救済手続の充実・国際標準化であり、他方が、従来の国家間の紛争解決方法ではない、紛争当事者（投資家

---

<sup>72</sup> そのような事例は数多い。典型例としては、前記（注 35）「アングロ・イラニアン石油会社事件」が有名である。

<sup>73</sup> 日本新民事訴訟法 118 条及び民事執行法 22 条 6 号、24 条参照。



と投資受入国)による特別の国際的解決方法の構築である。投資紛争は元来的に民間人を当事者とする紛争であることから、その紛争当事者自身で救済手段を利用することが、何よりも紛争当事者の双方が納得できる合理的な解決方法であるからである。それは、相手国の国内法制度の不備や不信をいかにして除去し紛争当事者が納得できる解決が得られるか、の問題と言い換えても良い。

前者はつまり、外国投資の国内的保護の問題であり、投資受入国と投資母国との間で設定される国際法上の権利義務関係(実体規則)の一部として理解されることになることは、改めて説明するまでもない。以下この実体規則の概要を紹介する。

なお、ここで留意すべき点は、貿易に関しては戦後早くから多数国間の枠組み(ガット)が設けられこれを中心に貿易の自由化が図られたが、投資に関してはそのような制度は成立しなかったということである。そのため、投資保護のための実体規則は基本的には二国間協定に委ねられた。貿易と投資の国際法規則の違いの理由の一つは、この点に求められる。

#### (1) 自国領域内外国人保護の義務

国家は、自国領域内の外国人の生命・身体・財産に損害が加えられないよう事前に相当の注意をもって防止し、損害が与えられた場合には事後的に相当の注意をもってこれを救済(民事救済、加害者の処罰を含む)すべき国際法上の義務(いわゆる「相当の注意(due diligence)」義務)を負う<sup>74</sup>。これは領域国の負う国際慣習法上の義務であり、この義務の形成と内容に関して多くの先例が積み重ねられているが、この義務の内容と程度は、学説上の大きな争点でもある。かかる保護義務の違反に対して被害を受けた外国人の本国が外交的保護権を行使して、領域国に対し抗議あるいは責任を追及するということになる。

ここで注意すべきは、外国人の経済活動のみでなく、その基盤を支える生命・身体・財

---

<sup>74</sup> C. Eagleton, *The Responsibility of States in International Law* (1928), at 87-93; R. Pisillo-Mazzeschi, "The Due Diligence Rule and the Nature of the International Responsibility of States", 35 *German Yearbook of International Law* (1992), 9, at 25-30, 34-36. また、国際法における国家領域の法的性格を示した判決として著名な、1928年「パルマス島事件」(米国対オランダ)常設仲裁裁判所判決(2 *R.I.A.A.*, 829)の次の一節を参照。「領域主権は、すでに述べたように、国家の活動を表示する排他的な権利を伴う。この権利は、その帰結として義務を有する。その義務とは、すなわち、他国の権利、特に平時・戦時を問わず他国の一体性と不可侵への権利と共に、各国が外国領域内の自国民のために請求を行うことのできる権利を、自国領域内で保護する義務である」(*Ibid.*, at 839)。この事件は、フィリピン群島と東インド諸島の間位置するパルマス島をめぐる米国とオランダの領土紛争であり、裁判所はオランダの領有権を認めた。この事件の紹介として、田畑=太寿堂編『前掲書』(注35)99-103頁(芹田健太郎担当)参照。

産の保護、特に犯罪行為からの警察的保護も含むということである。むしろ、この刑事面の方を中心にこの相当の注意義務が形成されてきたといつてよい。

なお、第二次大戦後は、先進国系企業の資産の国有化をめぐり、多くの国際紛争が発生し、この問題がこの文脈での最大の争点となった<sup>75</sup>。

## (2) 二国間通商航海条約

なんらかの外交関係にある二国の間では、自国民が相手国領域内で商業活動を行うことが保証されるよう、「通商航海条約（通商条約；友好通商航海条約）」を締結することが一般である。日本では、幕末の1958年にハリスを代表として米国との間で締結した「日米修好条約」がその最初である。

通商航海条約は、相互の経済関係を規律するための基本条約であり、特に通商（貿易）、投資及び船舶の待遇に関する両国の基本的・一般的権利義務を規定する<sup>76</sup>。この通商航海条約は、その二カ国の政治的・経済的・文化的・歴史的関係により様々であり、また先進国同士、社会主義国同士、先進国と途上国間かどうかによっても異なってくる。

日本とロシア間では、ソ連時代に、日ソ共同宣言直後の1957年に日ソ通商条約が締結されており（1958年発効）、後述するようにこれは現在も日ロ間で有効な条約である。

この通商航海条約では、個別には内容に違いがあるが、一応の紛争解決方法が規定されることが一般である。これについては後述する。

## (3) 二国間投資保護協定（BIT）

通商航海条約は二国間の基本的・一般的経済関係を規律する条約であるが、更に外国投資の保護を目的とする特別の条約が、二国間で締結されることがある。これを、総称して投資保護協定（bilateral investment treaty; BIT）という（投資奨励保護協定；投資促進保護協定と呼ぶ場合もある）。これは、1960年頃から、西欧諸国が途上国との間で締結するようになったもので、今日では投資保護のための最も重要な国際法制度となっている。

他方、米国は、従来から「対外援助法」に基づき投資に経済援助・軍事援助、経済制裁措置と結びつける「投資保証協定（investment guaranty agreement）」の方式をとってきた。これは、投資保護のみではなく米国の対外戦略の一環としての役割を担っていることから、上記投資保護協定（BIT）と区別されるのが一般である<sup>77</sup>。しかし、このような軍事

<sup>75</sup> この問題を総合的に扱った日本の著書として、田岡良一＝田畑茂二郎監修『外国資産国有化と国際法』（日本国際問題研究所、1964年）、また比較的新しいものとして、中川淳司『資源国有化紛争の法過程』（国際書院、1990年）がある。

<sup>76</sup> 村瀬信也「通商航海条約」『国際関係法辞典』（前掲注19）558－559頁。

<sup>77</sup> 櫻井『前掲書』（注3）210－211頁。

力・経済力を背景として投資保護とそれ以外の政策目的とを結びつけるこのような力の政策は、途上国のみならず先進国からも反発を受け、行き詰まりを見せてきたことから、米国も 1970 年代後半から徐々に、投資保護協定 (BIT) の締結に方針を転換するようになっている<sup>78</sup>。

このように、今日では、投資保護協定は、米国を含め投資保護のための一般的な枠組みを提供するといつてよい。こういった投資保護協定は、外国投資の保護のみでなく、投資紛争を解決するための特別の紛争解決を用意するのが一般である。

日本は現在、BIT を、エジプト (1977 年)、スリランカ (1982 年)、中国 (1988 年)、トルコ (1992 年) 及び香港 (1997 年) との 5 カ国・地域と締結している<sup>79</sup>が、ロシアとの間ではまだ締結していない。しかし、現在ロシアとの間で締結交渉を進めており、この協定が成立した場合、我が国企業がロシア国内で事業活動を行う際には、決定的な重要性を持つ。

#### (4) 多数国間投資協定 (MAI)

先に述べたように、貿易分野と異なり、投資に関する実体規則は通商航海条約・BIT といった二国間条約に委ねられていた。多数国間の投資保護条約の必要は以前から指摘されていたが、1995 年 5 月から、経済協力開発機構 (OECD) でその具体的な作成に向けての交渉が進められている。国際投資のガット版ともいわれるこの多数国間投資協定 (Multilateral Agreement on Investment; MAI) は、投資保護に関する一般的な実体規則の策定をめざし、また特別な紛争解決方法を用意しようとしている点が注目される。昨年 (1997 年) 5 月に交渉終了の予定であったが、予想外に合意がまとまらず、2 度にわたり交渉期限が延長された上、更に今年 5 月の条約成立予定も半年間の交渉中断となり<sup>80</sup>、いまだに条約案が確定していない状況である<sup>81</sup>。

この MAI については、投資母国であり OECD 加盟国である日本は当然交渉に参加しており、我が国産業界からも強く注目されている<sup>82</sup>。ロシアもこれに関心を示しているとのこ

---

<sup>78</sup> 横川新「二国間投資促進保護協定 (BIT) をめぐる最近の動向について」安藤勝美編『発展途上国と国際法制度の変革』(アジア経済研究所、1986 年) 190-197 頁。

<sup>79</sup> 櫻井『前掲書』(注 3) 215 頁

<sup>80</sup> 1998 年 4 月 29 日付日本経済新聞朝刊。

<sup>81</sup> MAI の交渉草案とその注釈が、98 年 4 月 24 日付で OECD よりインターネットで公表されている (<<http://www.oecd.org/daf/cmism/mai/negtext.htm>>)。ただし、草案はまだ条文化されていない。

<sup>82</sup> これまでにも MAI に関する調査報告書がいくつか作成されているが、最近のものとして、日本機械輸出組合『多数国間投資協定 (MAI) と北米・欧州の貿易・投資障壁』(日本機械輸出組合、1997 年)、国際貿易投資研究所『多数国間投資協定に関する調査研究』(国際貿

とである<sup>83</sup>。

#### (5) 1994年エネルギー憲章条約 (ECT)

1994年12月に作成された「エネルギー憲章条約 (Energy Charter Treaty; ECT)」は、石油、天然ガス、石炭などのエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易の自由化と、エネルギー分野における投資の保護・促進を目指して作られた条約である。1991年に法的拘束力のない「欧州エネルギー憲章 (European Energy Charter)」<sup>84</sup>として作成された後、拘束力ある条約としてこの1994年にこの「エネルギー憲章条約」が作成された。

元々は旧ソ連・東欧諸国からのエネルギー供給の確保とこれらの国への西欧諸国によるエネルギー関連投資機会の確保を目的としていたが、エネルギー市場における欧州地域のブロック化を恐れたアメリカ、カナダ、日本、オーストラリアといった非欧州諸国が条約作成に参加して、全世界規模の条約となった<sup>85</sup>。最終的に、欧州のすべての国、旧ソ連のすべての国、日本を含む50カ国及びECが署名したが、アメリカとカナダは署名しなかった。現在のところ未発効である。なお、1998年1月までに投資の一層の自由化のための補足条約が作成される予定であったが、筆者は、その成否について確認できなかった。

この条約は、エネルギー分野における長期的協力関係を促進するための法的枠組みを構築することを目的とする(2条<sup>86</sup>)。具体的には、エネルギー原料・産品(石油・ガス・石炭等)の貿易の自由化(第Ⅱ部;3条以下)とエネルギー分野における投資の促進及び保護(第Ⅲ部;10条以下)である。

ロシア・日本共に署名しており、サハリン石油・天然ガス開発に直接関係する条約であることから、この条約は極めて重要である。本研究会でも、次年度以降積極的に取り上げる予定であるが、投資紛争解決について特別な手続が用意されており、これについて後で取り上げる。

#### (6) 国際経済組織・地域間経済協力

---

易投資研究所、1997年)がある。また、1997年11月1日に開催された日本国際経済法学会の共通論題が、「多数国間投資協定(MAI)の諸問題」であった。

<sup>83</sup> 前記日本国際経済法学会での小寺彰東大教授研究報告より。

<sup>84</sup> 34 *ILM* (1995), 360, at 373 ff.

<sup>85</sup> 小寺彰「エネルギー憲章条約と多国間投資協定の意味」『企業の多国籍化に伴う法的諸問題に関する研究』(総合研究開発機構、1997年)55-56頁。

<sup>86</sup> 2条(条約の目的)「この条約は、憲章の目的及び諸原則に従い、相互補完と相互利益に基づき、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設立する。」33 *ILM* (1995), 360, at 385. なお、この条約の適用上、「憲章」とは1991年「欧州エネルギー憲章」を指す(1条1項)。

加盟国間での国際経済関係の改善・向上を目的とする国際組織は、加盟国間での貿易の自由化と共に投資保護・自由化も目的とすることが多い。

俗に先進国クラブとも言われる経済協力開発機構（OECD）は、これまで投資自由化に向けていくつかの国際文書を作成してきた（1961年資本移動自由化規約、1963年外国人財産保護条約案など）。前記多数国間投資協定（MAI）はその集大成とでも言うべきものである。

地域的な国際経済組織の代表は、ヨーロッパ連合（EU）である。その他、東南アジア諸国連合（ASEAN）が貿易自由化と共に投資自由化を目指しており<sup>87</sup>、また米国＝カナダ＝メキシコ間の1992年「北米自由貿易協定」（NAFTA）では第11章「投資」と題する部分を有し、投資の自由化を目指している<sup>88</sup>。もちろんこれらは、日本・ロシアいずれも加盟していない。

アジア地域では、アジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation; APEC）が、地域内の貿易と投資の自由化を目指して定期的に開かれている（1993年11月貿易投資枠組み宣言、1994年11月非拘束的投資原則（ボゴール宣言））<sup>89</sup>。これらの宣言はもとより、APEC自体国際法上の基盤を持たず（法的な意味での国際組織ではなく単なる会合にすぎない）、APECが国際法上の権利義務関係を設定することは意図されていないが、こういったゆるやかな国家集団が国家間紛争の解決に有形・無形の影響を及ぼすことはありうる。現在メンバーは18カ国・地域であり、日本はこのメンバーであるがロシアはそうではない<sup>90</sup>。ただ、ロシアは加入を希望しているとのことである。

これら地域的なつながりをベースとしつつ、各地域間の経済関係の強化（貿易自由化・投資自由化、経済援助など）を目的として、いくつかの条約・会合が存在している。例えば、ECと途上国間の「ロメ協定」（現在1990年第4次ロメ協定）、ECとASEAN諸国間の1980年の協定、フランスとフランス共同体の間の協定がある<sup>91</sup>。もちろんこれらは、日本・ロシア共に参加していない。

最近になって、アジア各国と欧州各国をメンバーとするアジア欧州会合（ASEM）が開催されている（第1回会合が1996年）。これはアジア－欧州間の政治対話、経済協力その他様々な問題を扱うものであり、その中に投資関係も含まれている。日本はメンバーであるが、ロシアは参加していない。

最後に、1994年の世界貿易機関（WTO）諸協定について触れておきたい。このWTO諸

---

<sup>87</sup> 櫻井『前掲書』（注3）411－468頁。

<sup>88</sup> 櫻井『同上書』469－493頁。

<sup>89</sup> 櫻井『同上書』355－410頁。

<sup>90</sup> APECサイトより（<<http://www.apecsec.org.sg/member/apecmemb.html>>）。

<sup>91</sup> 櫻井『前掲書』（注3）222－223頁。ロメ協定については、高島正義『ロメ協定と開発の国際法』（成文堂、1991年）が詳しい。

協定は、自由貿易体制の構築を目指すものであるが、貿易の自由化に係る範囲で投資保護に関する規定が設けられている。具体的には、貿易関連投資措置協定 (TRIMs)、サービス貿易協定 (GATS)、知的所有権貿易関連協定 (TRIPs) などに、投資関係の規定が見られる<sup>92</sup>。いずれも日本を始めすべての先進国は WTO に加盟しているが、ロシアはまだ加盟していない。

### 3. 投資紛争の国際的解決方法

以上述べたことが、投資保護に関する国際法上の実体規則、つまり国家間の権利義務関係を規律する国際法規則の概要である。国家間の投資紛争は、これら実体規則の解釈または適用をめぐる見解の不一致といえることができるが、他方、投資家対投資受入国の投資紛争に関しても、国際法が紛争解決方法を用意するようになっている。この後者の紛争解決方法及びこれに適用される実体規則が、国際法上のものか国内法上のものか、あるいは第三の法秩序に属するものか、理論面で争いがある<sup>93</sup>が、本研究会としてはこれについて詳しく説明する実益はなからう。

前述したように、紛争解決方法は、個別の実体規則 (条約) ごとに用意されることから、ここでは上述の条約ごとに説明するが、投資紛争解決国際センター (ICSID) は実体規則ではなく紛争解決方法だけを扱う制度であるため、上記実体規則では取り上げられていない。なお、国際経済組織・地域間経済協力における紛争解決方法は、日本とロシア両国が関係しているものがないため、詳述する必要はないと思いここでは省いた。

#### (1) 二国間通商航海条約

##### (a) 国家間紛争

二国間通商航海条約における国家間紛争の解決方法は多様であり、これに関する規定を持たないものも多い<sup>94</sup>。紛争解決方法を規定するものとして 1953 年日米通商航海条約を例にとると、予め協議を行うべきことが規定され (24 条 1 項)、紛争が発生した場合は、まず外交交渉により調整されるべきこと、次に何らかの平和的手段による解決について合意するよう努めること、最後にこれらに失敗した場合は、国際司法裁判所に紛争が付託される

---

<sup>92</sup> 川合弘造「貿易と投資に関する議論の現状」『日本国際経済法学会年報』6号 (1997年) 224-228頁、櫻井『同上書』234-235頁。

<sup>93</sup> 中川『前掲書』(注75) 65-83頁。

<sup>94</sup> 例えば、1957年日ソ通商条約、1974年日中貿易協定。ただし、日中協定はその名称から分かるように投資は対象としておらず、また日ソ条約も、後に述べるように、投資に関する規定を持たない。

べきことが定められている (24 条 2 項<sup>95</sup>)。

#### (b) 投資家－投資受入国間の紛争

民間人の関わる紛争については、その自国民が利用できる救済手続として相手国の国内的な救済措置が示されるのみである<sup>96</sup>。この国内的救済は、本国の外交的保護権行使のための要件である<sup>97</sup>。

### (2) 二国間投資保護協定 (BIT)

#### (a) 国家間紛争

投資保護協定では、国家間紛争に関して、予め協議を行うべきことが規定されることが多い<sup>98</sup>。また、実際に紛争が発生した場合は、まず外交交渉により調整が行われるべきこと<sup>99</sup>、これにより解決できない場合は紛争を仲裁裁判に付託すべきことが定められる<sup>100</sup>。その

---

<sup>95</sup> 24 条 1 項「各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に関する事項について行う申入れに対しては、好意的考慮を払い、且つ、その申入れに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。」

2 項「この条約の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。」

<sup>96</sup> 例えば、日米通商航海条約 4 条。

<sup>97</sup> 1989 年「シシリー電子工業会社事件」(米国対イタリア) 国際司法裁判所判決 (*ICJ Reports 1989*, 15)。この事件は、米国系のイタリア法人であるシシリー電子工業会社が業績悪化により破産宣告を受けたのは、イタリアが米伊通商航海条約に違反した措置を行った結果であるとして、国際司法裁判所に損害賠償請求を行った事件である。裁判所は、イタリアが国内的救済を尽くしたことの証明がなされていないとして、請求を受理した。

<sup>98</sup> R. Dolzer/M. Stevens, *Bilateral Investment Treaties* (1995), at 119-120, 121-122. 日本が締結した条約では、例えば以下の規定がある。

1977 年日本＝エジプト投資保護協定 13 条 1 項「各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他方の締約国が行う申入れに対して好意的考慮を払い、かつ、その申入れに関する協議のための適当な機会を与える。」

1988 年日中投資保護協定 13 条 1 項「各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、また当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。）」

<sup>99</sup> *Ibid.*, at 120.

<sup>100</sup> *Ibid.*, at 124-129. 日本が締結した条約の関連規定としては、例えば以下がある。

日本＝エジプト協定 13 条 2 項「この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交

場合、その仲裁裁判所の構成（裁判官の選定手続など）、手続などがその投資保護協定に規定される<sup>101</sup>。

このように、投資保護協定上の紛争については、国際仲裁裁判への付託が義務づけられることが一般であるが、国際司法裁判所への紛争付託義務は定められないようである<sup>102</sup>。

#### (b) 投資家－投資受入国間の紛争

通商条約と同様、投資家は投資受入国の国内手続による救済を受ける権利が与えられる<sup>103</sup>。しかし、投資受入国が途上国であるような場合、かかる国内的救済手続が先進国国内法制と比較して十分な法制度を用意しているとは限らず、仮に個々の事例において国際法上要求される保護の基準を満たさなかったとしても、その条約違反を争うるのは外交的保護権を行使しうる投資母国でしかないことは、繰り返し述べたとおりである。投資家側から見れば、そのような国への投資はリスクが高すぎ、それに見合うだけのリターンがない限り、投資を躊躇せざるをえなくなる。これは、外国投資の受け入れを望む国にとっては、決して好ましいことではない。そういったことから、すべての二国間投資保護協定では、投資受入国の国内法制によらない、国際基準に合致して行われる調停または仲裁の救済手続を特別に用意している。

かかる調停・仲裁方法としては、大多数の BIT が投資紛争解決国際センター（ICSID）を挙げている<sup>104</sup>。これについては、次で説明する。ICSID への紛争付託を認めていない BIT の場合、国連国際商取引委員会規則（UNCITRAL Rules）に基づく仲裁または国際商工会

---

交渉によって満足に調整されないものは、仲裁委員会に決定のため付託する。（以下略）」  
日中協定 13 条 1 項「この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によって満足な調整にいたらなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。（以下略）」

<sup>101</sup> *Ibid.*, at 122-124.

<sup>102</sup> *Ibid.*

<sup>103</sup> *Ibid.*, at 78-79. 例えば、日中協定 4 条「いずれの一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し自己の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。」

<sup>104</sup> *Ibid.*, at 129-130. 例えば、前掲日本＝エジプト協定 11 条「各締約国は、他方の締約国の国民又は会社が行う投資から生ずる法律上の紛争を、その国民又は会社の要請があったときは、1965 年 3 月 18 日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の規定に従い、調停又は仲裁に付託することに同意する。（以下略）」。

数的には、700 を越える BIT で規定されているといわれる（世界銀行インターネット情報より（< <http://www.worldbank.org/html/extdr/icsid.html> >））。



議所 (ICC) 仲裁への紛争付託が定められている<sup>105</sup>。また、ICSID 自体への紛争付託条項を置かないまでも、ICSID 条約を参考として調停・仲裁を行うという例もある<sup>106</sup>。これらの紛争解決機関は、相手国の政治力に左右されない独立の機関であり、それだけ投資紛争の合理的な解決が得られやすいことに留意しなければならない。

上記仲裁判決の承認・執行の問題については、ICSID への付託を規定しているものについては、後述するように ICSID 協定自体にこれに関する規定を有していることから特に BIT で規定を置く必要はない<sup>107</sup>が、ICSID の利用を規定していない BIT の場合は、仲裁判断の承認と執行について規定が置かれている<sup>108</sup>。

なお、これら仲裁手続と国内的救済手続との前後関係については、仲裁手続の前に国内的救済を尽くすことを求めるもの、逆に国内的救済に訴えた場合は仲裁の権利を失うとするもの、両者のいずれを選択できるものの 3 種がある<sup>109</sup>。

### (c) 求償代位

上記の方法とは別に、紛争解決方法の文脈の中で説明されるものとして、「求償代位 (subrogation)」の制度がある。これは、投資母国が、自国民投資家の被った損害について自国の行う投資保険などの保証に基づき支払いを行う場合、その母国は、相手国に対しその投資家の持つ請求権を代位して行使しうるとする制度であり、ほとんどの BIT で規定されている<sup>110</sup>。

---

<sup>105</sup> Dozer/Stevens, *ibid.*, at 121, 129, 146. UNCITRAL 規則及び ICC 仲裁については、次年度桑原報告書で紹介する予定である。

<sup>106</sup> 日中協定 2 条「(前略) その紛争は、当該国民又は会社の要請に基づき、1965 年 3 月 18 日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) を参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託されるものとする。(以下略)。」

<sup>107</sup> 日本=エジプト協定 11 条参照。

<sup>108</sup> 日中協定 11 条 6 項参照。

<sup>109</sup> K. J. Vandeveld, "Arbitration Provisions in the BITs and the Energy Charter Treaty", T. W. Walde ed., *The Energy Charter Treaty* (1996), 409, at 417.

<sup>110</sup> Dolzer/Stevens, *supra* note 98, at 156-157; 今泉慎也「東アジアにおける二国間投資促進保護協定の締結状況」矢谷通朗編『外国投資の法的保護』(アジア経済研究所、1996 年) 52 頁。例えば、以下の規定を参照のこと。

日中協定 7 条「いずれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払いの原因となった投資財産及び収益に対する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転並びにこれに関連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国による代位を承認する (以下略)。」

この制度により、投資家と投資受入国との間に生じた元来的には国内法上の紛争が、投資母国の介入を認めることにより国家間紛争へと転化する結果を導くことになる。

### (3) 1965年投資紛争解決条約～ICSID

#### (a) ICSID の設立

前述したように、従来の伝統的な紛争解決手段は、国家間紛争を扱うにあたっては紛争当事国の利益を考慮した上で定着し確立してきた制度ではあっても、必ずしも投資家にとっては利益とはなっていなかった。それは、つまるところ、投資家自身の判断で救済を求めることのできる客観的かつ公正な手続が必ずしもすべての場合に存在しているとは限らないためである。それは、特に途上国との投資紛争の場合にそうである。

そういった関係当事国・投資家の利益を考慮して、戦後いくつかの国際組織(国連、OECD等)により投資紛争解決のための仲裁機関の設立に向けての動きが見られたが、結局、世界銀行が中心となって、投資紛争解決国際センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes; ICSID)が設立されることとなった。そのための条約が、1965年にワシントンで作成された「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(投資紛争解決条約、ワシントン条約、ICSID条約)である<sup>111</sup>。

#### (b) ICSID の概要

ICSIDは、自らが紛争解決にあたるのではなく、投資紛争解決のための調停及び仲裁のための施設を提供する組織であり(2条)、具体的には、調停人及び仲裁人の名簿を作成し管理する(12条以下)。紛争当事者は、その名簿の中から合意により調停人あるいは仲裁人を任命する(29条、37条)が、名簿外から任命してもよい。

ICSIDは、条約締約国と他の締約国の国民との間で投資から直接生ずる法律上の紛争について管轄を有する(25条1項)。したがって、民間人同士の紛争は扱わない。条文をそのまま解釈すれば、その投資受入国とその受入国の現地法人となっている外資系子会社との間の紛争は管轄外となるが、明文で「他の締約国の国民」にこ外資系子会社を含める旨規定して、その解釈を排斥している(25条2項(b))。「投資」「直接」「法律上の紛争」の解釈が問題となるが、概してICSIDではこれを広く解釈し、できるだけ紛争を取り扱うようにしている<sup>112</sup>。更に、上記規定では、一方当事者が非締約国あるいは非締約国国民の場合は、

---

<sup>111</sup> 現在、加盟国は128カ国、署名国が139カ国を数える(世界銀行インターネット情報より(<<http://www.worldbank.org/html/extdr/faq/fall9729.htm#E47E19>>))。ICSIDの成立過程及び解説について詳しくは、池田文雄『投資紛争解決法の研究』(アジア経済研究所、1969年)参照。なお、以下条文の抜粋は省略する。

<sup>112</sup> 河野真理子「投資紛争解決センター ―その制度と活動―」『筑波法政』18号(1995年)334-335頁。

ICSIDは管轄を持たないことになるが、このような場合でもICSIDを利用しよう、1978年に「追加施設規則 (Additional Facility Rules)」が作成された。これによると、紛争当事者間の契約の仲裁条項の中に ICSID への付託が定められている場合には、この紛争は ICSID で取り上げられることが出来るようになった (規則 2 条)<sup>113</sup>。

ICSID の管轄が認められるためには、更に紛争当事者が書面により紛争付託につき同意することが必要である (25 条 1 項)。この同意の形態は、①投資受入国と投資家との間の契約に規定する、②紛争発生後に両当事者が合意する場合の他、③投資受入国の国内法で規定し投資家がこれに合意する、更に④投資保護協定 (BIT) で規定する場合も含まれる<sup>114</sup>。

なお、ICSID 設立の目的から見て、仲裁に係る紛争に関し、投資母国による外交的保護権・請求権の行使は禁止されることは当然である (27 条 1 項)。他方、仲裁付託の両当事者の同意は、原則として、他の救済手段 (特に国内的救済) の排除を意味する (26 条)。その意味で、この投資紛争解決条約は、一般国際法上の紛争解決手段を排除した特別の紛争解決方法を設立したものであることができる。

ICSID における紛争解決方法には、調停 (conciliation) と仲裁 (arbitration) がある。調停は調停委員会により行われ拘束力を持たないが、仲裁は仲裁裁判所により行われ、両当事者を拘束する (53 条 1 項)。また、判決の承認・執行の問題は、すべての条約締約国は、この仲裁判断を拘束力あるものとして承認し自国領域内において執行すると規定することにより解決している (54 条 1 項)<sup>115</sup>。

### (c) ICSID の利用状況

この投資紛争解決条約は、現在、128 カ国が締結しており、13 カ国が加盟申請中である<sup>116</sup>。日本は早くから加盟している (1967 年) が、ロシアはまだ加盟していない。

実際の利用状況を見ると、現在までに 45 の事件が付託され、うち 3 件が調停、42 件が仲裁であり、判決、紛争解決の合意等によってすでに解決されたものが 33 件であり、現在 12 件の事件が係属している<sup>117</sup>。

---

<sup>113</sup> 櫻井『国際経済法 (新版)』(前掲注 3) 232-233 頁。ロシアは ICSID 条約に加入していないが、かかる条件を満たす限り、ロシア政府との投資紛争も ICSID に付託することができる。

<sup>114</sup> 櫻井『同上書』232 頁。日本の企業の例としては、石川島播磨重工業とシンガポール開発銀行との間の合弁契約書に ICSID 付託の合意があることが報告されている (櫻井・232 頁)。国内法での規定は、約 20 カ国に上る (前掲 (注 104) 世界銀行サイトより)。

<sup>115</sup> ただし、実際には問題を生じることが少なくない。黒田秀治「ICSID 仲裁判断の承認・執行の法構造」『早稲田法学会誌』44 卷 (1994 年) 174-176 頁、河野「前掲論文」(注 112) 340-341 頁参照。

<sup>116</sup> 注 111 参照。

<sup>117</sup> 前記世界銀行サイト (注 111) より。

ICSID 設立当初は利用状況が悪く、ICSID が設立された 1966 年から 1970 年代末までで 9 件にとどまった。その後急激に増え、1980-1984 年に 11 件、1985-1989 年に 6 件、1990-1994 年が 6 件、1995 年以降が 13 件となっている。現在継続中のものを除き半数が、ICSID での審理の途中で合意により解決がなされている<sup>118</sup>。現在のところ、日本企業による利用はないようである<sup>119</sup>。

#### (4) 1994 年エネルギー憲章条約 (ECT)

エネルギー憲章条約 (ECT) は、第四部「紛争解決」において、2 つの主要な規定を置いている。1 つは「締約国間の紛争の解決」(27 条)であり、もう 1 つは、「投資家と締約国の間の紛争の解決」(26 条)である。これらの規定は、ガット紛争解決条項、既存の国際仲裁手続及び ECT の特殊性を考慮して作成されたが、WTO 紛争解決方法よりも強力と言われている<sup>120</sup>。

##### (a) 国家間紛争

締約国間の紛争は、まず外交的手段により解決の努力がなされるべきことが規定されている (27 条 1 項)。これにより解決できなかった場合は、この 27 条 3 項により設立される特別仲裁裁判所に事件を付託することができるが、合意によりその他の手段を用いることも可能である (同条 2 項)。これは、従来の通商航海条約や投資保護協定 (BIT) と基本的に同じである。

##### (b) 投資家-投資受入国間の紛争

それに対し、注目されるのは、投資家と投資受入国の間の紛争の解決方法を規定した点である。条文の順序では、国家間紛争の規定 (27 条) の前に置かれており、こちらの方に主眼が置かれている。この 26 条が規定する紛争は、正確には、投資受入国による第三部 (「投資の促進及び保護」) 上の義務の違反により生じる紛争を対象としており (26 条 1 項)、したがって、常に原告が投資家で被告が投資受入国という構図になる。

紛争が友好的手段により解決されなかった場合は、投資家は、紛争相手国の裁判所・行政裁判所か、予め合意された紛争解決方法か、26 条 3 項以下で規定する手段のいずれかを

<sup>118</sup> 櫻井『前掲書』(注 3) 233 頁、564-565 頁。もとより、紛争解決の数自体は ICSID の有用性の指標にならない。ICSID の存在自体が紛争の発生を未然に防いでいる面もあるからである。

<sup>119</sup> これまで ICSID による仲裁判決文の入手は難しかったが、最近判決集が公刊された (ICSID Reports, vols. 1-4)。商大にはまだ所蔵されていない。

<sup>120</sup> J. Doré/R. De Bauw, *The Energy Charter Treaty; Origins, Aims and Prospects* (1995), at 56. なお、以下では条文の抜粋は省略する。

選ぶことができる (26 条 2 項)。26 条 3 項以下で規定する手段とは、(a) ICSID (ただし、投資家本国と投資受入国の両方あるいは一方が ICSID 条約の締約国である場合)、(b) 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 仲裁規則に基づき設立された仲裁人または特別仲裁裁判所、(c) ストックホルム商工会議所仲裁団体の下での仲裁手続、である (26 条 4 項)。したがって、国内的救済手続との関係は、前記 BIT での例と比較すると、いずれをも選択できるとする第 3 の型ということができる<sup>121</sup>。仲裁判断の承認・執行については、複雑な規定の仕方ではあるが、明文で認めている (26 条 5 項、8 項)<sup>122</sup>。

このように、エネルギー憲章条約では、投資家対投資受入国間の紛争については、BIT と同様の紛争解決方法が採用されている。

### (c) 求償代位

求償代位に関する規定は、第三部「投資の促進及び保護」に置かれている。締約国及び締約国が指定する機関 (補償当事者 (Indemnifying Party)) が、投資家の投資に関して与えた損害補償・保証に基づき支払いをなした場合は、その投資家が当該投資に関して有していた一切の権利及び請求権が、その補償当事者に譲渡される (15 条)。

## (5) 多数国間投資協定 (MAI)

多数国間投資協定 (MAI) は、まだ条約案が確定していないが、現時点での交渉草案を簡単に紹介してみよう<sup>123</sup>。紛争解決に関する規定は、第 5 章に置かれている<sup>124</sup>。第 5 章は、「国家対国家の手続」と「投資家対国家の手続」に分けて、紛争解決方法を規定している。

### (a) 国家間紛争

国家間紛争に関する手続としては、交渉草案では、B 条「協議、調停及び仲介」と C 条「仲裁裁判」の 2 つが置かれている。

MAI の解釈・適用に関して国家間で紛争が生じた場合、紛争当事国は、まず協議を行わなければならない (B 条 1 項 a, b)。この協議が失敗した場合、紛争当事国の合意により締約国団に多数国間協議を要請することができ (B 条 2 項)、また、周旋あるいは仲介・調停を利用することもできる (B 条 3 項)。これらの手続は、いずれも秘密とされる (B 条 4 項)。

これらの手続によっても紛争が解決されない場合は、その紛争は、紛争当事国の一方の要請により仲裁裁判に付さなければならない (C 条 1 項 a)。ただし、投資家が、後述の D

<sup>121</sup> Vandevelde, *supra* note 109, at 418.

<sup>122</sup> *Ibid.*

<sup>123</sup> 現草案は 1998 年 4 月のものであるが、基本的には櫻井『前掲書』(注 3) 510-516 頁 (1997 年 11 月刊) に記述されているものと変わらないようである。

<sup>124</sup> 前記交渉草案 (注 81) pp. 63-76.

条に定める仲裁に紛争を付託した場合には、C条の手続を開始してはならない(C条1項b)。この仲裁裁判所の判決は、紛争当事者間で最終的かつ拘束的なものである(C条6項f)。

なお、MAIでは、この仲裁判決の紛争当事国による不遵守(non-compliance)があった場合の対応にまで踏み込んだ規定を置いている(9項)。これは、従来の国家間紛争解決方法になかった規定として注目される<sup>125</sup>。

#### (b) 投資家－投資受入国間紛争

投資家は、投資受入国との間の紛争が交渉または協議により解決されない場合は、次の3つの中から紛争解決方法を選ぶことが出来る。すなわち、(a) 投資受入国の裁判所・行政裁判所、(b) 紛争が生じる前に合意していた紛争解決手続、(c) 仲裁である(D条2項)。この仲裁は、(i) ICSID条約が利用可能な場合は、ICSID条約、(ii) ICSID追加施設が利用可能な場合は、ICSID追加施設規則、(iii) 国連国際商取引委員会(UNCITRAL)仲裁規則、または、(iv) 国際商工会議所仲裁規則、のいずれかに基づくものでなければならない(D条2項c)。この仲裁判決は、紛争当事者間で最終的かつ拘束的なものである(D条16項c)。すべてのMAI締約国は、この仲裁判決により課せられた金銭上の義務を執行しなければならない(D条18項)。

このように、MAIは、投資家－投資受入国間の紛争に関して、個人を一方当事者とする紛争解決方法を用意しており、エネルギー憲章条約とほぼ同様の紛争解決方法を採用している。これはエネルギー憲章条約から影響を受けたことは間違いない<sup>126</sup>が、エネルギー憲章条約は、参加国に限られ分野もエネルギー関連に限定されているのに対し、MAIのような全世界をカバーし投資一般に関する多数国間条約でこのような個人に関する紛争解決方法を用意している条約は、前例がない<sup>127</sup>。それだけに、このMAIにおける個人の救済手続は特に注目されるべきものである<sup>128</sup>。

このように、国家間紛争としての投資紛争ではなく、元来の投資家対投資受入国の紛争の解決それ自体を目的とした国際法上の制度が、近時相次いで設けられようとしている。これらは、改めて指摘するまでもなく、政府の方針・意向に頼ることなく、我々が自分の判断で利用できる国際的な紛争解決方法である。

#### (c) 求償代位

求償代位の規定は、紛争解決の章ではなく投資保護の章(第4章)に置かれている。締約国または締約国の指定する機関が、投資家の投資に関して与えられた補償、保証または

---

<sup>125</sup> 日本機械輸出組合『前掲書』(注82)19-20頁。

<sup>126</sup> 小寺「前掲論文」(注85)63頁。

<sup>127</sup> 日本機械輸出組合『前掲書』(注82)16頁。

<sup>128</sup> 被害者個人が直接に提訴できる方式であることから、特に人権保護団体が関心を寄せているようである。

保険契約に基づき支払いを行った場合、投資家の有していた一切の権利または請求権が、その支払いをなした者に譲渡される（6条）。

### 三. 日口間国際紛争の平和的解決と日口間投資紛争の国際法的解決方法

「二.」で説明したことを踏まえて、日口間で紛争が生じた場合、特に日本企業による事業活動に関してロシア国内において紛争が生じた場合の国際法上の解決方法について整理する。

#### 1. ソ連とロシア連邦の関係<sup>129</sup>

日口間の法律関係を論じる前提として、まずソ連とロシア連邦の国際法上の関係を明らかにする必要がある。国際慣習法上の権利義務関係は、国際社会のすべての国を拘束するが、条約は条約締結国のみを拘束するにとどまる（1969年ウィーン条約法条約26条、34条<sup>130</sup>）ため、日本が旧ソ連との間で締結した条約（例えば日ソ通商条約）はロシア連邦との関係でいかなる効力を持つのが、問題となる。条約が、事業活動・投資に限らずあらゆる国家間関係の基礎である以上、これは極めて重要である。

ここでの視点は、ソ連とロシア連邦は同一の国なのか、別の国なのかという点である。つまり、「ソ連の崩壊」という現象は、文字通りソ連という国が消滅して、ロシア連邦その他の複数の国が新たに生じたのか、それともソ連という国が名称を変えてロシア連邦となり、その他の国がそのソ連＝ロシア連邦から分離独立したのか、ということである。前者であれば、ソ連の権利義務のロシア連邦への承継という問題は原則として生じない（同一の国であるから）が、後者であれば、承継の問題が生じる。別の国の締結した条約に拘束されるいわれはないという考え方も成り立つためである。こういった新国家の成立・国家の分裂あるいは国の統一がある時は、承継をめぐる関係国で紛争が生じることが多い<sup>131</sup>。

ソ連崩壊に際し実際の状況を見ると、1991年のソ連解体にあたって、ベラルーシ共和国、ロシア連邦及びウクライナの3国の締結した12月8日「独立国家共同体（CIS）設立協定」

---

<sup>129</sup> この部分の記述は、森川俊孝「国家の継続性と国家承継 — 東欧の連邦国家の解体と条約の承継」『横浜国際経済法学』4巻2号（1996年）に多くを依拠している。

<sup>130</sup> 26条（「合意は守らなければならない」）「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。」

34条（第三国に関する一般的な規則）「条約は、第三国の義務又は権利を当該第三国の同意なしに創設することはない。」

<sup>131</sup> 山本『前掲書』（注7）312頁以下参照。

でも、同3国を含む11カ国で発した同年12月21日の「アルマ・マタ宣言」でも、ソ連の消滅を宣言している<sup>132</sup>。ところが、独立国家共同体（CIS）は、対外的にはソ連とロシア連邦の同一性を主張しており、米国、ECはこの主張を受け入れている<sup>133</sup>。また国連内でも、安保理の常任理事国の地位その他すべての地位を継続するとの取扱いがなされている<sup>134</sup>。

我が国は、1991年12月27日に、ソ連とロシア連邦は同一の国であり代表政府が交代したとの認識の下で、「政府承認」を行い、他の共和国に対しては新国家の成立との認識の下に翌日28日に「国家承認」を行った<sup>135</sup>。更に、エリツィン大統領訪日の際の1993年の「日ロ関係に関する東京宣言」でもこの点を確認している<sup>136</sup>。

以上のことから、法的には、少なくとも日本との関係ではソ連邦とロシア連邦は国家として同一であり、ソ連の締結した日本との条約はロシア連邦に引き継がれることが理解されよう。したがって、日ソ通商条約その他の関連条約は、原則として、そのままロシア連邦との関係で有効であるといえることができる。

## 2. 日ロ国家間紛争の解決

一般に、日ロ間で国際紛争が生じた場合、日本政府はまず交渉を行う。国交を結んでいない国との間の紛争は交渉を行うことすら困難を極めるが、ロシアとの関係ではそのような問題はない。ほとんどの紛争は交渉によって解決されるであろうが、これで解決が得られない場合は、「一. 2.」で示したような紛争解決方法を用いることになる。具体的には、特に、第三国に周旋・仲介を求めるか、国連といった国際組織による紛争への介入に委ねるか、あるいは国際裁判による解決を選ぶか、ということになる。

第三国に周旋・仲介を求める場合、日ロ共に友好関係にあり、かつ当該紛争に直接に利害関係がない国が適任である。冷戦下ではそういった国はなかったといえるが、現在

---

<sup>132</sup> 独立国家共同体設立協定前文第1段「我々ベラルーシ共和国、ロシア連邦及びウクライナは、……国際法主体としての及び地政学的現実としてのソ連はもはや存在しないことを、ここに宣言する。」31 *ILM*(1992), 138, at 143.

アルタ・マタ宣言第5段「独立国家共同体の設立に伴い、ソ連邦は存在を停止する。」*Ibid.*, at 149.

<sup>133</sup> 森川「前掲論文」(注129) 170-171頁。

<sup>134</sup> 森川「同上論文」171頁。

<sup>135</sup> 森川「同上論文」171頁。

<sup>136</sup> 1993年東京宣言2項「(前略)日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

(以下略)」外務省『外交青書1993(第一分冊)』221頁。



でもそのような国は見出しがたい。あるいは米国か英国が候補となるかもしれないが、両国ともその企業がサハリン開発に関わっていることから、その紛争の原因によっては、利害関係国となる場合もあろう。

国連が介入するという事は、かなり事態が深刻で両国の関係が悪化している状態である。その状態がどういうものかにより国連の対応も異なってくるが、ロシアは国連安全保障理事会の常任理事国であり拒否権を有することから、事態が深刻であればあるほど、国連安全保障理事会の適切な対応は期待できない。その場合、恐らく国連事務総長による介入が最も適切であろう。

国際組織の介入を考える場合は、むしろ地域的国際組織に委ねる方がより適切かつ現実的であることが多い。まさにそのために、世界各地域で政治的あるいは経済的な協力組織が作られており、こういった継続的な関係があるからこそ、加盟国間での国際紛争の発生が未然に防止されるのである。しかし、現在のところ、日ロ両国が加盟している地域的国際組織はない。これは、そもそも日本が加盟している地域的国際組織がないこととも関係しよう。唯一ともいえるのが、国際法上の基盤を有しないアジア太平洋経済協力（APEC）である。これもロシアは加盟していないが、オブザーバーとして参加しており、もしAPECへのロシアの加盟が認められれば、APECが日ロ間の紛争回避・解決機能を果たす可能性はないこともない。また、北東アジアでのパイプライン建設を念頭に置いたアジアエネルギー共同体構想（日ロの他、中国、韓国、北朝鮮、モンゴルなどの参加を想定）があるが、もし実現すれば、その紛争の内容によっては、この共同体が日ロ間の紛争を取り扱うことも考えられる。

国際裁判に事件を付託するためには、日ロ両国の合意が必要であり、一方が拒否すれば裁判所は事件に対する管轄権を持たない。前述の国際司法裁判所（ICJ）の「選択条項の受諾宣言」は、日本は行っているがロシアは行っていない。また、国際仲裁裁判を利用するか国際司法裁判所（ICJ）に付託するかも、日ロ両国の合意による。国際裁判を利用するかどうかは、合意がありそれが法律的紛争である限り、法的な障害はない。しかし実際のところ、一般に日本は国際裁判への紛争付託は消極的といわれており、また、戦後国際裁判を利用した経験がないことも留意する必要があるだろう。また、ロシア（ソ連）も戦後国際裁判を利用していないことから、日ロ両国とも、国際裁判の利用に消極的と思われる。少なくとも、紛争が発生しても、直ちに紛争を国際裁判に付託するほど国際裁判に親しんでいるとは言い難い。

以上のことから考えると、日ロ間で国際紛争が発生した場合、最も両国にとって利用しやすくかつ現実的な紛争解決方法は、やはり交渉である。交渉によってどうしても解決が得られない場合は、APECなどの地域的国際組織・地域的協力による解決が、次善の策として適当と思われる。国連あるいは国際裁判の利用は、困難な部分が多く利用しにくい。しかしいずれにせよ、日ロ両国の関係が悪化すると（日ロ間に限らないが）まず紛争の解決は望めないことから、不断の関係の維持がなによりも重要であるが、それと同時に、紛争が発生した場合に中立の第三国・第三者機関が即応できるような体制を普段から形成し

ておくことが、外交政策として肝要である。例えば、ロシアの APEC への参加を積極的に支持するというのも一つの方策である。

ただ、留意しておくべきことは、国際紛争は国家関係が緊密化すればするほど日常的に発生すること、したがって、紛争が発生したからといって感情的に行動したり悲観的に考えるべき理由は全くないということである。我々国民レベルでそのようなヒステリーを起こしてしまうと、両国外交当局がそれに振り回されてしまい、かえって紛争が收拾できなくなるおそれがある。

### 3. 投資紛争の解決

#### (1) 両国の投資関係の法的基礎

ソ連崩壊後の日ロ関係は、1993年のエリツィン大統領＝細川首相の「東京宣言」が一応の基礎となる。特に経済関係は東京宣言と共に出された「経済宣言」<sup>137</sup>が基礎となるが、いずれも条約ではなく、両国を法的に拘束するものではない。経済宣言は経済分野での両国の認識や協力関係の維持を確認したり努力目標が掲げられているが、具体的内容は今後委ねられているといえよう。

ロシア連邦（ソ連）との間で締結されている有効な関係二国間条約及び両国加盟の関係多数国間条約としては、1957年締結の日ソ通商条約がある。しかし、日ソ通商条約は、旧ソ連時代の条約であり、現在どこまで有用といえるか疑問があるだけでなく、この条約はもっぱら関税・課徴金に関する規定が中心であり、投資保護に関する実体規則、つまり投資、財産の保護、商業活動に関する規定を有していない。投資紛争解決条約（ICSID条約）は、日本は加入しているがロシアは未加入である。また、日ロ間の投資保護協定（BIT）は締結されていないが、昨年11月のクラスノヤルスクでの日ロ首脳会談の結果を受けて、現在作成交渉が進められている。1994年エネルギー憲章は両国とも署名しており、いずれ批准の手續が進められるであろう。APECはそれ自体法的存在ではなく、APECの発した各種宣言も法的拘束力を持たず、そもそもロシアはAPECに加盟していない。

以上のことから、日ロの投資関係を有効に規律する国際法として、条約は存在せず、国際慣習法という国際社会のすべての国に適用される最低限の法規則しかないことが理解されよう。

#### (2) 投資紛争の解決方法

以上のことを踏まえた上で、投資紛争の解決方法を考えてみよう。これまでと同様に、

---

<sup>137</sup> 『外交青書 1993』（前掲注 136）222－224 頁。

日ロ間の国家間紛争についてと日本企業とロシア政府の間の紛争の場合とに分ける必要がある。

(a) 日ロ国家間投資紛争

まず日ロ間で日本企業の投資・事業活動に関連して紛争が生じた場合、国際慣習法に基づくにせよ日ソ通商条約に基づくにせよ、いずれの場合でも国内的救済の原則が適用されるため、この救済手続が完了するまでは、外交的保護権を行使することはできない。外交的保護権行使の要件が満たされる場合は、上記の通常の日ロ国家間紛争の解決方法のいずれかを利用することができる。しかし、先に述べたように、日ソ通商条約は、投資保護に関する実体規則を持たないから、そもそも、この条約の違反を理由とする外交的保護権は行使できない。したがって、結局のところ、日本政府としては、ロシアに対して、国際慣習法上の最低限の義務の違反を理由としてのみ、一般的な国際紛争解決方法を利用することができるだけである。

(b) 日本企業－ロシア政府間投資紛争

以上のことから分かるように、日本企業とロシア政府（地方政府を含む）との間の投資紛争を当然に取り扱うことのできる国際紛争解決方法は、現在のところない。繰り返し述べているように、ロシアはICSID条約に加入しておらず、また日ロ間でBITは締結されていないため、当然には日本企業がこれを利用することができない。したがって、日本企業としては、ロシアの国内的救済手続を利用するほかない。とりあえずは、日ソ通商条約で、他の外国人と同等レベルの裁判を受ける権利は認められ（12条）、また、商事契約の紛争に関する仲裁判断については、日ロ両国内で相互に執行する義務が規定されている（14条）のがせいぜいである。

現行国際法の枠組み内で国際的紛争解決方法を用いるための方策が、一つある。すなわち、日本企業とロシア政府との間の契約において、ICSIDに紛争付託する旨の規定を挿入することである。そうすることによって、ロシアは投資紛争解決条約の締約国ではないが、前記「追加施設規則」に基づき、両者の紛争をICSIDで取り扱うことができる。

#### 4. まとめと提言

日ロ両国間では、国際紛争が生じた場合の紛争解決方法としては、通常の伝統的な方法が国連の枠組みでの方法くらいしか、存在していない。それはそれで十分に意義のあることであるが、可能であるなら、日ロ両国を含む地域的国際組織が設立されることが望ましい。APECがどこまで紛争解決の機能を果たすかは不明でありまた法的な基盤もない実体ではあるが、さしあたってはロシアのAPECへの加入を促すことが当面の方策として適切であろう。

他方、日ロ間での投資紛争を解決するための枠組みは、不十分というよりも全くない。1957年の日ソ通商条約は、旧ソ連時代に締結された条約であり現在の有用性に疑問があるだけでなく、投資保護・投資紛争解決方法の規定もない。したがって、とりあえずは両国のBITの作成が何よりも肝要である<sup>138</sup>。そのBITがどのような内容になるかは現在のところ分からないが、これと並行して、ロシアの投資紛争解決条約（ICSID条約）への加入を促すことも重要である。ロシアがこの条約に加入することになれば、BITにICSID付託条項が含まれることになるが、この条約に加入しなくても、BITにICSID付託条項が挿入されていれば、日本企業はロシア政府との投資紛争に関してはICSIDを利用することができる。

しかし、投資紛争の解決方法を多層化することは、ロシア政府に投資紛争の解決及び回避に向けての覚悟をより強固にする意味で、また日本政府に我が国企業のロシア内事業活動への関心呼び起こさせる意味でも、重要である。つまり、BITのみでなく、投資保護規定を含む通商条約の改正、ロシアのICSID条約加入の促進、エネルギー憲章条約の批准、MAIの両国の加入、更にはアジアエネルギー共同体構想の推進というように、多層的に投資保護・紛争解決方法のための国際法上の枠組みを用意することによって、より日本企業から見たロシア内での事業活動のリスクを減少させることができよう。逆に、これらが用意されない場合、それだけ法的リスクが高い状態であることが理解できよう。これらのすべてが欠けているのが、現在の状況である。

## 5. 次年度調査研究計画

次年度の調査研究は、投資保護に関する国際法上の実体規則、つまり投資保護に関する国家間の権利義務関係に焦点を当てようと考えている。具体的には、国際慣習法、二国間通商条約、二国間投資保護協定（BIT）、エネルギー憲章条約及び多数国間投資協定（MAI）における投資保護の具体的内容についてである。特に、日ロ間のBITが次年度報告書までには作成されると思われることから、日ロBITの内容についても個別に検討してみようと思う。なお、エネルギー憲章条約とMAIについては、日本またはロシアが加入しないとあるいは成立しなかったというような状況になれば、詳しく取り上げる必要はなくなる。

---

<sup>138</sup> これまで多くの主要先進国・アジア諸国がロシア（ソ連）とBITを締結している。その主なものとして、米国（1992年）、イギリス（1989年）、フランス（1989年）、ドイツ（1989年）、イタリア（1989年）、カナダ（1989年）の他、韓国（1990年）、中国（1990年）、インド（1994年）などがある（Dolzer/Stevens, *supra* note 98, at 315, 316; 35 *ILM* (1996), 1130, at 1140; 36 *ibid.* (1997), 1404, at 1411）。G7のうちロシアとBITを締結していないのは日本のみであり、アジア諸国と比べてもその出遅れはかなり目立つ。